

1. 件 名：女川原子力発電所の設置変更許可申請（所内常設直流電源設備（3系統目）の設置等）に係る事業者ヒアリング
2. 日 時：令和5年10月30日 13時30分～15時15分
15時30分～17時10分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、宮本上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
片桐主任安全審査官、建部主任安全審査官、大塚安全審査官、
中原安全審査官、平本安全審査専門職、田代審査チーム員

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 副部長、他18名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1） 女川2号炉 所内常設直流電源設備（3系統目）及び固体廃棄物処理系
固化装置の固化材変更等に伴う設置変更許可申請に係る審査スケジュー
ール
- （2） 女川原子力発電所2号炉 所内常設直流電源設備（3系統目）の設置
審査会合における指摘事項に対する回答（O2DS-1-2（改1））
- （3） 女川原子力発電所2号炉 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等
審査会合における指摘事項に対する回答（O2DS-1-3（改1））
- （4） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
（所内常設直流電源設備（3系統目））（O2DS-2-1（改3））
- （5） 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
（所内常設直流電源設備（3系統目））＜補足説明資料＞（O2DS-
2-2（改3））
- （6） 所在常設直流電源設備（3系統目） 本文 比較表（O2DS-2-3
（改3））
- （7） 所内常設直流電源設備（3系統目）＜補足説明資料＞ 比較表（O2D
S-2-4（改3））

- (8) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)(O2DS-3-1
(改3))
- (9) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(所内常設直流電源設備(3系統目)技術的能力)〈補足説明資料〉(O
2DS-3-2 (改3))
- (10) 所内常設直流電源設備(3系統目) 添付書類十 比較表(O2DS-
3-3 (改3))
- (11) 所内常設直流電源設備(3系統目) 添付書類十 追補I 技術的能力
1.14 比較表(O2DS-3-4 (改3))
- (12) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)(O2DS-4-1 (改
3))
- (13) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等)〈補足説明資料〉(O2
DS-4-2 (改3))
- (14) 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等 本文 比較表(O2DS
-4-3 (改3))
- (15) 固体廃棄物処理系固化装置の固化材変更等〈補足説明資料〉 比較表
(O2DS-4-4 (改3))
- (16) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(原子力事業者の技術的能力)(O2DS-7-1 (改1))
- (17) 女川原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について
(原子力事業者の技術的能力)〈補足説明資料〉(O2DS-7-2
(改1))
- (18) 女川2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書 比較表(O2DS-
7-3 (改1))
- (19) 添付書類五 補足説明資料 比較表(O2DS-7-4 (改1))
- (20) 女川2号炉まとめ資料(所内常設直流電源設備(3系統目)及び固体廃
棄物処理系固化装置の固化材変更等) 指摘事項に対する回答整理表
(O2DS-10-1 (改2))

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁大塚です。それでは、東北電力、
0:00:06	女川原子力発電所2号炉の設置変更。
0:00:09	許可申請、第3連携の設置等に係るヒアリングを開始したいと思います。
0:00:15	はい、では早速ですが事業者の方から説明の方をお願いします。はい。東北電力の木村でございます。
0:00:22	本日は、10月10日のヒアリングのコメント回答を中心にさせていただきます。
0:00:29	順番は、添付書類コウ、第3停止、家財の変更と、
0:00:33	順番でいきたいと思えます。
0:00:35	それでは早速ですけど、添付書類方から、
0:00:37	お願いいたします。
0:00:42	はい。
0:00:43	東北電力の土谷と申します。
0:00:46	それでは資料大津DS10-1、女川2号炉まとめ資料の指摘事項に対する回答整理表を用いて、説明させて、
0:00:58	説明させていただきたいと思えます。
0:01:01	資料の26分の8ページをお開きください。
0:01:16	はい。こちらのNo.35から、
0:01:20	前回いただいたヒアリングのコメントをに対する回答をですね、あとさせていただきたいと思えます。
0:01:28	まずナンバー35、大津DS長野さんの資料ですけども、
0:01:33	こちら、10ページにあります、第1図、原子力関係組織の
0:01:38	につきまして、こちら変更にも何にもかかわらず、1ポツ、組織、1ページにあります。
0:01:44	組織の変更比率について、本体審査を記載の上、確認することと、コメントがございました。
0:01:52	こちらに対する関しては、1ポツ組織については、本変更に関わる部署を記載するというので、
0:02:01	前回の有毒ガスの際には、原子力部の五味と関わっておりますので、原子力という記載になっておりました。
0:02:10	今回の
0:02:12	第3JC及び課題の変更に関しましては、土木建築部も関わるため、この一番の組織については、土木建築部門の記載も、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	記載されております。
0:02:27	これは本体審査の記載も確認いたしましたが、
0:02:31	混載審査時にも、土木建築が関わることから同様の記載となっております。
0:02:41	それからNo.36、
0:02:44	大津BSOのよう、まとめ資料を添付書類行動、補足の比較表ですけども、
0:02:51	こちら6ページになります。
0:03:24	失礼いたしました。
0:03:25	こちら6ページの中段でございます。ポツの Kouノ、
0:03:30	において、
0:03:32	発電所、緊急時対策本部へか緊急対策本部、括弧以下発電所対策本部とありますけども、
0:03:39	こちらのと記載が、あと前回の有毒ガス時にはないのは、
0:03:44	藤はなぜかというコメントがございました。
0:03:48	こちらに関しては、有毒ガスの申請時には、
0:03:53	今回の申請のまとめ資料の構成が違っており、
0:03:59	まとめ資料の本文と、補足説明資料が合本されており、
0:04:05	この補足説明資料が本文の添付資料としてついておりました。
0:04:11	そのため、トラックの略称に関しては、本部より上ミキを行っており、
0:04:18	ため、こちらの有毒ガスの方には記載がないと、という、
0:04:24	状況でございます。
0:04:27	また、その人の技術系社員に関する役所に関して度に関しても同様でございます。
0:04:38	はい。添付書類5に関して、前回いただいたコメントに対する回答は以上となります。
0:04:48	はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
0:04:52	それでは確認入りたいと思います。まず、コメントNo.の36番のところですね、今ご説明いただいたところは、
0:05:00	資料の構成とか、整理、
0:05:04	ていうのは先行プラントと同様と考えてよろしいでしょうか。
0:05:11	はい。こちらの構成につきましては、まず当社の特重を、
0:05:17	の申請を反映しているものでございます。
0:05:21	かつ、その特重に関しては、先行の柏崎東海の構成を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	から来ているものでございます。
0:05:36	はい。規制庁大塚です。先行と一緒にということで。はい、理解しました。
0:05:40	あと、5について私からは以上になりますが他に何かコメントある方いらっしゃいます。
0:05:50	はい。規制庁大塚です。ちょっとコメント回答とは関係ないんですけどちょっと、5で1点だけ確認したいところがありまして、
0:06:03	資料は、通DSの7-3の資料で、
0:06:08	比較表なんですけど、3ページのところです。
0:06:18	こちらの経験年数が書いてあるんですけど約39年というところですね。
0:06:23	一番、
0:06:27	下から7行目のところですけども、
0:06:30	これは営業運転開始以来ということで、
0:06:34	少し上の記載を見ると営業運転の開始が1号炉で、
0:06:38	昭和59年6月1日なので、
0:06:41	更新月は6月と考えてよろしいですか。
0:06:52	はい。東北電力笹木でございます。
0:06:55	親戚につきましては、
0:07:00	更新の方3月ということなんですけれども、麻薬ということで、簿339年と書いてございますので、この薬の中で、
0:07:10	3月時点も含むというところで4、
0:07:19	はい。
0:07:23	規制庁大塚です。はい。3月は更新月ということを理解しました。今後の、
0:07:30	審査の状況によっては、更新数字を更新する、しなければいけない可能性があるんで、ここは
0:07:37	修正漏れのないようにお願いします。
0:07:40	東北電力の笹木です。承知いたしました。
0:07:45	はい。規制庁大塚です。ほかにコメント等ありますでしょうか。
0:07:51	はい。
0:07:52	よろしければこれで、添付5は終了しまして、続いて、第3電源の方、説明をお願いします。
0:08:23	はい。東北電力の木村です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:25	それでは第3DCの説明をさせていただきますが、先ほどのA4横のIIDS10-1の資料の37番からが、
0:08:36	第3DCのコメントになってございまして、61番までございます。
0:08:41	その中でですね、
0:08:43	いわゆる運用分がですね、途中資料中に並んでますので入っているんですが、ちょっと資料あっちゃこっちゃ行くことを防ぎますために、まず設備というかハード関係のコメントを削減させていただいて、
0:08:56	そのあとに、運用関係の説明をさせていただきたいと思います。
0:09:01	あとですね
0:09:03	一連で、まず、ずっとコメント回答させていただいて、て流させていただければと思います。途中、何かあればですね、ご質問いただければそこは幸いですので、よろしく願いいたします。
0:09:14	はい。それでは早速、
0:09:16	説明したいと思います。
0:09:19	はい。東北電力の梅津でございます。それではですね、
0:09:25	回答整理表のナンバー38番から進めさせていただきます。
0:09:30	こちらの基準適合性の説明となるよう規制を見直しております、資料が大津Ds1-2、
0:09:39	Aの3ページご覧ください。
0:09:44	はい。こちらですね、修正しましたのは黄色の網掛けのところですけれども、
0:09:51	しかしながら以降のところですね、直流駆動低圧注水系の機能を代替する場合にはということで、
0:09:59	審査ガイドにおける全交流電源喪失の前提条件の考慮。
0:10:05	あとは、重大事故等対処設備としての対策が必要であり、ということで見直しが必要だと判断したと。
0:10:12	それを踏まえまして57条第1項に設置を求められる重大事故等対象設備が機能喪失した場合に、
0:10:21	その機能を代替し、重大事故等が発生した場合に、
0:10:26	著しい炉心の損傷を防止できるよう電源供給するために、
0:10:31	オカを追加するというふうにつなげております。
0:10:34	さらにですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:36	表1の通りの後に、これにより、直流駆動低圧注水系のさらなる信頼性向上を図ることができる。
0:10:45	いうように記載の修正をしておりますしかしながらのところです ね対策が、見直しが必要だと。
0:10:51	た上で、あと基準と結びつきがわかるように今回修正を加えて ございます。
0:10:59	続きまして39番ですけれども、
0:11:04	こちらは比較表で、
0:11:06	説明したいと思います。
0:11:08	DS2-4。
0:11:11	の、133ページをご覧ください。
0:11:39	はい。東北電力の梅津です。
0:11:41	こちらにですね、今回
0:11:45	125V250Vそれぞれの容量ポイントのところに、平成2系統目と3 系統目の蓄電池容量が異なる理由を記載しております。
0:11:56	まず133ページの方はですね125Vの方ですけれども、
0:12:02	まず125Vの代替蓄電池、これSA2系統目の方ですけれども、
0:12:09	第一段落目は、
0:12:12	一般的に毎回書いてるような、
0:12:15	24時間にわたり必要な記載が書いてありまして第2段落目です ね。
0:12:20	事故シーケンスグループでBDで、
0:12:25	この125V代替蓄電池を使用しまして、
0:12:29	高圧代替注水系によって24時間後まで冷却をすると。
0:12:38	122ビーカ125V蓄電池2A2Bから切り換えの際にはですね、直流 駆動低圧注水系制御は切り離しを実施するということを書いてあ ります。で、
0:12:50	この時のですね、容量は、必要容量109、1908.3アンペアアワー に対しまして、蓄電池容量2000アンペアアワーとしています。
0:13:00	これが系統目の話です。
0:13:03	別に下がですね、3系統目の、になりますけれども、
0:13:08	第2段落目のところですね、こちらの3系統目の、
0:13:12	第3電源の
0:13:14	融合と蓄電池は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:16	2 系統目の 125V 代替蓄電池が使用できない場合に使用しますので、
0:13:23	まずこの 2 系統目のですね、125V 代替蓄電池と同じ容量をまず確保した上で、
0:13:30	そこに加えてですね、今回、
0:13:33	追加します。直流駆動低圧注水系。
0:13:37	こちらを供給負荷として追加しているということで、容量が増えておりました、
0:13:43	必要容量ですね。
0:13:44	2152.7 に対し、蓄電池容量を 3000 アンペアアワーにしております。
0:13:52	はい。で、
0:13:53	10 ページはその負荷直線が記載しておりますが、
0:13:58	負荷の違いはですね、先ほどご説明した通りでございます。
0:14:04	続いて、141 ページ。
0:14:15	はい。こちらの 250V の方のご説明になります。
0:14:20	まず SA にこういう系統目である 250V 蓄電池でございますが、
0:14:26	こちら第 2 段落目のところです。
0:14:30	事故シーケンスグループ TBP では、
0:14:33	250V 蓄電池及び 125 年検診 A を使用し、
0:14:39	低圧代替注水系直流駆動低圧注水ポンプによって 24 時間後まで炉心を冷却すると。
0:14:46	で、250V 蓄電池は、必要容量、
0:14:51	4599.9 アンペアアワーに対し、蓄電池容量 6000 アンペアアワーにしております。
0:14:57	次 250V の第 3 電源、3 系統目の方ですけれども、
0:15:02	こちらもですね、
0:15:04	第 2 段落目からですけども、
0:15:08	2 系統目である 250V 蓄電池が使用できない場合に使いますので、
0:15:14	250V 蓄電池のうち、重大事故等時に使用する直流駆動低圧注水系ポンプ、
0:15:22	こちらを供給不可としております。
0:15:26	さらにですね、250V 蓄電池は、
0:15:30	交流電源がソースした場合に自動給電されまして、
0:15:35	電力の供給開始から 1 時間後に不要な負荷の切り離しを行うと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:39	いうものですがけれども、仮にですね、この不要な負荷の切り離し前に、
0:15:45	250V蓄電池が機能喪失した場合には、
0:15:49	この250Vの第3電源への切り換えの際にですね。
0:15:54	主要制御室において、不要な負荷の切り離しを行います。
0:15:59	従いまして、
0:16:01	第3電源の250Vの第3電源については、
0:16:08	250V蓄電池でですね、考慮していたような負荷、
0:16:12	を計上していないアノ3293.5アンペアはに對しまして、蓄電池容量4000部屋はにしております。
0:16:20	こちらの負荷曲線が同じくですね142ページの方に記載してございます。
0:16:26	こちらを見ると、よりはっきりわかるかと思いますが、上の方がですね、エッセイ2系統目の250V蓄電池ですがけれども、
0:16:36	直流駆動低圧注水系ポンプ以外のタービン系の負荷等が、いろいろ記載されております。
0:16:45	で、第3電源の方はですね、シンプルに直流駆動低圧抽出系のポンプが不可となっておりますので、こちらが不可の容量の違いに現れてございます。
0:16:59	続きます
0:17:01	ナンバー40。
0:17:03	になります。こちら、
0:17:07	資料、
0:17:09	交通DS2-4の126ページをご覧ください。
0:17:22	はい。
0:17:23	2-4の126ページをお願いします。
0:17:35	はい。こちらですね、
0:17:38	遮へい設計区分に関する説明ということで、
0:17:42	こちらの、
0:17:45	図の中にですね。
0:17:47	表として、A区分A B C D E Fと、
0:17:51	いうところの表を加えておりますので、
0:17:55	はいこちらに追記をしてございます。
0:18:01	続きます、No.41に行きたいと思っております。
0:18:05	こちら資料ですが、越大津BS2-4の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:11	157 から 159 ページになります。
0:18:30	はい。
0:18:31	こちらですね。
0:18:35	充電器のに関する説明を記載してございます。この、まず概要というところですけども、
0:18:44	この中で今回の第 3 電源用の充電器ですね、125V あと 250V もですが、
0:18:52	こちらの位置付けを記載してございますが、
0:18:57	役割としてはですね。
0:18:59	これら第 3 電源の
0:19:01	設置する蓄電池、充電するために設置しておりということが、1 ポツの概要のところに記載してございます。
0:19:10	なお自主的な取り組みとしてですね、
0:19:14	これら充電器、
0:19:17	第 3 電源の充電器、
0:19:20	可搬型ですね、電源車から、この第 3 電源の充電器で給電することも可能な設計となっております。
0:19:29	あとは、
0:19:41	はい。
0:19:43	続いて 2 ポツのところ、位置付けということで整理してございますが、
0:19:51	はい。
0:19:52	このまた書き以降のところですね。
0:19:56	可搬型の
0:19:58	直流電源設備の電源車から、この 125V の第 3 電源後 250V の第 3 電源の充電器に給電することも可能。
0:20:09	で、これは自主的な取り組みとして整理してございます。
0:20:12	あと電源車からですね、この 3 系統目の充電器へ給電を、
0:20:18	重大事故等対処設備に整理しないことについては、こちらはですね先行審査においても同様の扱いとなっております。
0:20:27	3 ポツですけども、こちらは負荷への給電についてということで整理してございます。
0:20:35	(1) がですね、125V の方の第 3 電源ですけども、
0:20:40	こちらに切り換えた際の対応になります。
0:20:48	まず可搬型ですね直流電源設備を用いて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:54	第3系づくり。
0:20:57	第3電源の負荷へ給電する場合はですね、重大事故等対処設備である125V代替充電器、250Vの充電器を使用いたしますこれSA2系統目の充電器ですね。
0:21:10	このときに、まず(1)で、
0:21:14	125Vの代替。
0:21:18	蓄電池表示の切り換えということで、
0:21:20	切り換え後の系統図が、こちらの57の、
0:21:24	7-3-2図に示してございます。
0:21:28	この切り換えの際はですね
0:21:30	負荷への給電は停止するんですけども、
0:21:34	24時間以降のですね、125Vの第3電源のフカワ。
0:21:39	制御電源、あとは計器用の電源、主要制御室の照明灯でありまして、
0:21:44	停電中は、可搬型の照明は可搬型の計測拒否をして、切り換え後に再受電いたします。
0:21:51	(2)が、250Vの代替蓄電池表示の切り換えということですが、
0:21:58	こちらの場合はですね、アノ切替時に、
0:22:04	直流駆動低圧注水系ポンプへの給電は一度停止はするんですけども、こちらのポンプについては、
0:22:12	原子炉水位低レベル2で注水開始レベル8で停止というのを繰り返す間欠負荷でありますので、
0:22:19	この注水停止してる期間、この起動までに70分の余裕がありますのでこの間のPが切り換えを行うことで、
0:22:26	考えてございます。
0:22:29	で、系統図がですね、
0:22:32	それぞれの切り換えの際の系統図が、159ページの
0:22:38	57-7-3-3図と、
0:22:40	57-7-3-4図に記載してございます。
0:22:47	はい。続きまして、ナンバー42。
0:22:51	ですけども、
0:22:53	こちらは、
0:22:56	S、大津Ds1-2の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:00	12 ページのパワーポイントの資料ですね、こちらをご覧ください。
0:23:22	はい。
0:23:23	この、
0:23:24	非管理区域にですね変更する理由を明確化して記載をしてございます。あと変更前後の内容についてもですね、
0:23:34	少しわかりやすく記載をしてございます。
0:23:37	まず表の上の方にですね、非管理区域に変更する理由ということで記載をしました。
0:23:44	既設のですね蓄電池設計を考慮したものとなってございまして、
0:23:50	その考慮した内容二つございまして、一つ目は水素対策です。
0:23:56	管理区域内設置とした場合、排気塔までの、はい。
0:24:00	排風機ダクト等が必要になることから、
0:24:02	建屋に設けられた排気孔により廃棄方が可能な非管理区域設置としている。
0:24:08	もう一つは、希硫酸鉛等の有害物質を含んでいるため、
0:24:13	一般の廃棄物として処分できない。
0:24:15	蓄電池は定期的な取りかえがありますのでこの際の廃棄を考慮して非管理区域に設置していると。
0:24:22	これら二つがですね既設蓄電池で設計上考慮されているものになってございますので、
0:24:28	今回の第3電源といたしましても既設同様に、この既設蓄電池設計を考慮いたしまして、非管理区域に設置するものでございます。
0:24:39	その下のですね、
0:24:41	ピンク、緑、青で色分けした表でございまして、前回変更前後がちょっとわかりづらい表現になっておりましたので、今回はですね変更前変更後と記載を分けております。
0:24:54	遮へい設計区分とですね躯体変更について変更前後記載してございます。
0:25:00	まず青いところですね、エリア1につきましては、こちら変更前、
0:25:06	遮へい設計区分Aと、ひかり区域でございました。
0:25:10	変更後も変。
0:25:12	ここはございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:14	別に、②緑のエリアですけれども、こちらの、
0:25:18	管理区域でして、遮へい設計区分Fだったんですけどもこれを、
0:25:24	遮へい設計区分C、同じ管理区域内での区分変更となりますが、こちらに見直しをいたします。
0:25:31	続いて、ピンクの③のエリアですけれども、
0:25:35	こちらはですね、
0:25:37	遮へい設計区分Fが変更前で管理区域だったんですけども、
0:25:42	これを遮へい設計区分Aということで、管理区域から非管理区域への変更するエリアになります。
0:25:49	さらにですね、床と天井を追加しまして、
0:25:54	もともとコウタテに繋がっていったところですね、三つのエリアに分割すると。
0:25:59	真ん中のエリアに、
0:26:02	蓄電池を設置しまして、その上部と下部というふうに三つのエリアに分割するような形で、床と天井を追加する。
0:26:11	計画としてございます。
0:26:16	はい。
0:26:17	続いて
0:26:19	四十三、四十 45 はちょっと運用に絡むところで飛ばしまして、
0:26:26	2 がですね。
0:26:36	ナンバーの 46 になります。
0:26:39	こちらが、
0:26:45	はい。
0:26:51	通 D S 2-3-7071 ページをご覧ください。
0:27:17	はい。
0:27:17	こちらですね
0:27:19	再度評価も確認し、いたしまして、38 条の記載を地盤上に設置する建屋内に設置すると。
0:27:29	いうこととし、していたんですけどもこの境界に合わせて地盤に設置するというふうに記載を変更してございます。
0:27:38	はい。続きまして、No.の 47 なんですけれども、
0:27:43	こちらはですね、
0:27:47	既許可の 48 条、50 条関連で、排気ラインの放射線モニターの記載がないことから、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:55	今回の第3電源からの供給は記載小しないこととしたいと考えております。こちらの先行の審査の状況も確認しまして先行の審査も同様で、
0:28:06	ありました。
0:28:10	はい。続いてナンバー48になります。
0:28:18	こちら資料がですね、
0:28:21	大津DS新野さん。
0:28:32	61ページをご覧ください。
0:28:47	はい。こちらですね、
0:28:51	第3電源は水系止めと。
0:28:56	背に受けとめ、
0:28:58	との、
0:28:59	独立性ということで、
0:29:02	非常用交流電源の記載を削除しております。
0:29:06	他のもですね132244アノ90ニイツ、あとは、
0:29:12	オーエスジの
0:29:13	ビフォー衛藤通DS2-4の92ページについても同様の対応してございます。
0:29:21	No.49になります。
0:29:24	こちらは、IID S2-3の81ページをご覧ください。
0:29:44	はい。
0:29:47	こちらですね、
0:29:49	原子炉建屋附属棟ではないかというご指摘でしたが、
0:29:53	本体審査時の状況も再度確認をいたしまして、地震津波、火災及び外部からの損傷防止に対しては施設名称を記載していると。
0:30:04	ということから、原子炉建屋というこのままの記載とさせていただきたいと考えております。
0:30:11	次、ナンバー50をご覧、50になります。
0:30:16	大津PS2-3-86ページをご覧ください。
0:30:28	はい。こちらですね
0:30:32	遮断機等の等の記載についてでしたが、
0:30:37	5ナカガワでアノ等の記載が不要である理由ということでしたが、
0:30:43	女川2号のですね、第3電源の系統構成については、遮断器操作のみであるという旨を、アノ社、
0:30:50	最差異理由のところですね、明記いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:57	はい。続いてナンバー51になります。
0:31:02	大津Ds新野さんの、90ページご覧ください。
0:31:11	こちらは操作スイッチ等というところで既許可ではなく柏崎に合わせた利用ということでしたが、今回再度確認をいたしまして、
0:31:21	強化に合わせた記載ということで見直してございます。
0:31:30	次にナンバー52、
0:31:33	15、ナンバー50になりますが、
0:31:38	こちら、OS、大津DS2-4-10ページをご覧ください。
0:31:53	はい。こちらの地下水位低下設備についてだったんですけども、
0:31:59	本体審査もですね同様に記載されていることは確認したんですが、
0:32:05	今回第3電源に関しましては新たに、特に建屋を設置するわけではなくですね、
0:32:12	既存の建屋の中に設置するというものでございますので、
0:32:17	地下水位低下設備の変更もないということから、既許可影響を与えるものではないというふうに判断いたしまして今回、この地下水位低下設備に関する記載をですね削除してございます。
0:32:32	次にNo.53にいますが、
0:32:36	II DS2-4の54ページをご覧ください。
0:32:52	はい。こちらは、柏崎に合わせてですね。
0:32:56	室温最大40度とさ、作動値70。
0:33:01	70度を記載を追記いたしました。
0:33:07	続いてナンバー54ですが、
0:33:10	II DS2-4の58ページをご覧ください。
0:33:18	はい。
0:33:19	こちらですね、
0:33:23	下の方ですけども、消火用水について柏崎と同様にですね必要水量ということで、
0:33:32	具体的な数値を220ですね、はい記載してございます。
0:33:38	続きましてナンバー55になります。
0:33:43	こちらをII DS2-4の69ページご覧ください。
0:33:56	はい。こちらはですね柏崎の方では、火災防護対策の概要が、
0:34:03	まずとして記載されておりましたので、
0:34:06	これの当社版ということで今回新たに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:10	図を追加してございます。
0:34:18	はい。続いてナンバー56になります。
0:35:20	はい、東北電力の梅津でございます。
0:35:23	改めまして米英該当性表のナンバー56になります。
0:35:29	こちら資料をIIDS2-4の164ページ。
0:35:34	をご覧ください。
0:35:36	164からですね174あと178179棟ありますが、
0:35:42	こちらの
0:35:46	個別条文における記載の見直し箇所の一覧でのマルバツですね、 柏崎との差異ということで、コメントございましたが、
0:35:54	今回柏崎を参考にですね関係性のところ、差異理由を見直してご ざいます。
0:36:01	基本的には柏崎希衣に
0:36:04	を参考に合わせる形で記載を見直してございます。
0:36:09	続きまして、
0:36:12	No.60。
0:36:15	ですが、
0:36:18	これ、コメントとしてはですね昨日のところで出たコメントでご ざいでしたが、
0:36:24	主要反映としては設備側というか、に反映してございますので、 説明させていただきます。
0:36:30	IIDS2-4の128ページをご覧ください。
0:36:47	はい。
0:36:48	こちらですね前回のヒアリングの
0:36:53	でのですねご指摘を踏まえまして先行の状況を再度確認をしたん ですけれども、
0:36:58	確認の結果としてはですね
0:37:02	確かに柏崎パワーポイント資料のところは以上というような表現 を使ってございましたが、
0:37:09	一方で
0:37:12	本文ですとか、そのまとめ表といったところでは、
0:37:16	異常という表現がない記載になってございましたので、
0:37:21	今回、
0:37:24	反映するにあたってですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:29	表現上、そのパワーポイントと、そのまとめ資料本文整合してないところについては、基本的には従来通り
0:37:38	非常に、
0:37:39	イシタですね 24 時間にわたりというような基準に則した記載にしてございますが、
0:37:44	記載を確認していく中でですねこの蓄電池容量のところについては、
0:37:50	24 時間以上という表現が適切だというふうに考えましたのでここは下記 3 先行参考にですね、
0:37:58	24 時間以上という表現に直してございます。その他のところは、
0:38:04	従来通り 24 時間ニワたいという、
0:38:07	基準の
0:38:09	表現に合わせた記載のままに、
0:38:11	ございます。
0:38:16	はい。設備分については以上となります。
0:38:25	はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございます。
0:38:29	それでは確認に入りたいと思います。
0:38:32	まずコメントリストのナンバー、
0:38:35	もう 49 番のところ、
0:38:38	なんですけども、
0:38:40	Ⅱ D S 2-3 の資料の 81 ページのところ
0:38:58	コウは、そうですね
0:39:02	原子炉建屋附属棟ではなく原子炉建屋の記載のままにしたということなんですけど。
0:39:10	実際はあれですか、原子炉建屋附属棟っていうのは原子炉建屋に含まれる。
0:39:16	施設ということでよろしいでしょうか。
0:39:22	東北電力の梅津でございます。はい。
0:39:25	原子炉建屋附属棟は原子炉建屋に含まれる。
0:39:28	設備の施設でございます。
0:39:33	規制庁大塚です。承知しました。
0:39:35	ちょっとここわかりにくいので、
0:39:39	差異理由のところに、
0:39:41	原子炉建屋と表記した理由について追記いただいてもよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:48	オク電力の梅津でございます。
0:39:50	はい。原子炉建屋とした理由について追記いたします。
0:39:55	規制庁大塚です。続きまして次の、
0:39:59	ナンバー50番のところろう
0:40:03	なんですけども、同じ資料の86ページのところお願いします。
0:40:19	女川については、しゃ断器数、
0:40:22	操作のみということなんですけど、
0:40:25	等のため確認なんすけど、柏崎については遮断器操作以外に何が あるんでしたっけ。
0:40:36	はい。東北電力の菅原です。
0:40:39	ちょっとご質問の前に、清梨衣の状況をせ、
0:40:45	ご説明いたします本体審査時ですね。
0:40:47	女川の場合は、
0:40:50	遮断機等々遮断器を使い分けています。
0:40:54	で、遮断機等の等には、例えば、
0:40:58	ガスタービンの弁の操作、
0:41:02	とか、遮断器以外の、これ操作じゃないので隔離なのでその弁と かですね。
0:41:09	そういうものを、があるときに頭というのをつけていて、ない場 合は遮断器というふうに整理をしております。
0:41:19	一方、柏崎の方は本体審査の時からすべて頭に統一をされて、
0:41:26	おりません。
0:41:27	第3DCについて、この第3電源についても基本的には、
0:41:32	悪影響防止なので、遮断器で止めるものというふうに思っており ますが、多分本体の流れで頭をつけているというふうに認識をし ております。はい。説明は以上です。
0:41:48	はい。規制庁大塚です。
0:41:52	整理については理解しました。ちょっとここも、後で見た時にち ょっとわからなくなるので、
0:41:57	差異理由の方に整理の違いがあるという
0:42:01	を追記してください。
0:42:17	規制庁大塚です。続きまして
0:42:20	パワーポイント資料ですね。ⅡDSの1-2のところ、
0:42:27	12ページの方お願いします。
0:42:38	あと12ページのところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:42	表のエリア、③のところなんですけども、一番右側の、
0:42:47	変更後の記載のところ、ほんとにポツ目のところで、
0:42:50	床と天井追加し、蓄電池設置エリア上部エリア下部エリアの最3 エリアに分割という、
0:42:57	ことなんですけど、
0:43:00	ちょっと若干イメージが沸かなかったところがあるんですが、何 か構造のイメージ図のようなものはどこかに入ったりしますで しょうか。
0:43:11	東北電力の梅津でございます。
0:43:14	構造のイメージ図、
0:43:18	については、特に、
0:43:21	この縦方向のものがわかるものは、はい。
0:43:25	現状ございません。
0:43:26	平面図がございしますが、
0:43:29	これ、
0:43:31	方向がですね吹き抜けのように縦方向に繋がっているものを、床 と天井つけて、3分割するというものになってございますので平面 図だとですねちょっと
0:43:41	そこが、なかなか、
0:43:43	イメージが掴みづらいところがございます。
0:43:46	実際この③のエリアが、例えば家の吹き抜けのようなものをイメ ージしていただけますとわかるかと思いますが、
0:43:54	雰囲気のようにですね縦方向に連なっている天井が高いエリアだ ったものを、床と天井を付けることで、その垂直方向に、
0:44:02	部屋を、
0:44:03	分割して3部屋作ると。
0:44:07	その中の真ん中の部屋をですね、蓄電池の設置に使うと。
0:44:11	ということでございます。
0:44:15	規制庁大塚です。
0:44:17	そうしましたら、決まってる範囲で結構ですので、
0:44:21	イメージ図の方、
0:44:23	適切などところに追加していただけると助かります。
0:44:27	はい。東北電力の梅津でございます。
0:44:30	はい。イメージイメージの追加。了解いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:37	規制庁大塚です。私からはとりあえず以上ですが他にコメントある方いらっしゃいます
0:44:48	規制庁田代です。ちょっと同じページ、12 ページの管理区域の、
0:44:53	変更の関係なんですけれども、
0:44:55	一応確認なんです、一応今回丸さんの方で管理区域から非管理区域に変更ということで、今後、管理区域図等の変更で保安規定も変更するっていう認識でよろしいのでしょうか。
0:45:12	東北電力の梅津でございます。はい。今後保安規定の変更も考えてございます。
0:45:16	規制庁田代です。了解しました。また、先ほど大塚の方が確認してたんですけれども、床と天井部追加するってことですか。今何か
0:45:25	グレーチングとかって設置されてるような状況なんでしょうか。
0:45:29	東北電力の梅津でございます。はいまさにお考えの通りで今現状グレーチング等が設置されてるようなエリアをですね、
0:45:37	実際、そこに床をつけて天井をつけてということで、
0:45:41	部屋を分割するということでございます。
0:45:44	規制庁田代です。了解しました。私からは以上です。
0:45:53	規制庁大塚です。他に確認事項ある方。
0:45:56	お願いします。
0:45:57	規制庁の建部です。
0:46:00	コメント回答表で 41 番で説明されました第 3 バッテリーの充電器については自主設備にするという、
0:46:08	ご説明でした。資料のⅡ D S の-2 の、
0:46:17	2-3。
0:46:18	の、61 ページお願いいたし
0:46:28	よろしいですか
0:46:29	61 ページの一番上の段落のところ、
0:46:33	所内常設。
0:46:36	直流電源設備、第 3 系統目の第 3 直流電源。
0:46:42	設備を、
0:46:43	要は、蓄電池 125V 蓄電池と 250V の蓄電池はっていう形になってんですけれども、
0:46:50	ここで比較対象としているのが、
0:46:55	125V 蓄電池 2A ですとか、2B ですとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:01	あとは、250V蓄電池ですとか、ここで比べるものの対象の中には
0:47:07	充電器が入ってきてるんです。
0:47:10	で、先ほどのご説明だとその第3バッテリーの方では充電器は自主扱いとしているということでこの四、五のところに関しては理解したんですけども、
0:47:18	ただちょっと並べるアイテムがちょっと違ってると思う。
0:47:22	違う、違うように見えるんですけども。
0:47:24	ここはなぜなのかっていうのをご説明いただけますか
0:47:31	はい。東北電力の菅原です。
0:47:36	まずかん簡単になっていうか、まず第2電源の方であります。
0:47:44	大体、充電器、それから125Vの代替充電器、それから250Vの充電器につきましては、
0:47:55	電源シャーの交流電源を充電器で変換して直流に給電するという、
0:48:04	重大事故対策。
0:48:06	でありますので直流へ給電するという行為においては、比較対象になる、なるというふうに考えています。
0:48:15	それから、1系統目の125V充電器2Aと2B、
0:48:23	こちらについては、
0:48:26	と有効性評価等でも期待している通り、その交流が生きた後に、交流から直流に変充電器で変換して直流を給電するという、
0:48:38	SA対策として使用しますので、こちらも機器は違えど、直流へ供給するという機能としては比較対象。
0:48:48	だというふうに考えております。以上です。
0:48:51	規制庁の建部です。
0:48:54	第3バッテリーについてはもう充電器なしなしで、その直流に、
0:48:59	直流ので、
0:49:01	電源を送るっていう、まず機能が達成されていて、
0:49:04	DSAについては、
0:49:07	蓄電池に加えて充電器もあいまって機能を発揮すると。
0:49:10	いう意味で比較対象としては同じなんです。
0:49:14	ご説明は理解いたしました。
0:49:17	受けまして、
0:49:21	コメントなコメント。
0:49:23	整理表の47番のところなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:27	こちら、先行と同じということで、同じ記載とするというご回答でしたけれども、
0:49:34	こちらについてはですね、ちょっとすいません
0:49:36	これ僕の質問だったかと思えますけれども、これちょっと選考論の方に、また私ちょっと確認をしまして、
0:49:43	当初は50条の方にも書こうとしてたんですけども、やはり
0:49:49	解釈の要求とか、そういったところを考えると、
0:49:54	電源の要求というか電源の記載があるところには、入れていくと、それ以外のところ入れていかないと。
0:50:00	ということで、こちらの方でも確認しましたという状況も、
0:50:05	状況です。でした。
0:50:08	私からは以上です。はい。
0:50:14	他確認事項ある方。はい、お願いします。
0:50:20	原子力規制庁の平本です。資料の1-2の12ページの、
0:50:26	配置図、
0:50:28	もう、
0:50:28	うん。
0:50:33	衛藤。
0:50:34	今ここで、エリアの2本、
0:50:41	エリアの参加、
0:50:42	エリアの3を、管理区域から非管理区域に、
0:50:46	変更したわけですけども、
0:50:48	エリアモニというのが、管理区域、
0:50:51	そのまま残ってるわけですけども、
0:50:54	これは何で、123全部ですね。
0:50:57	非管理区域しなかったんでしょうか。その方が
0:51:00	運用上は、
0:51:03	ご市場学なんじゃないかなと思いますけども、
0:51:05	その理由を教えてください。
0:51:08	はい。東北電力梅津でございます。
0:51:11	まず、管理区域にする理由ですけども、こちらの既設蓄電池で記載している内容についてはですね水素対策と、
0:51:20	あと蓄電池の有害物質を含んでいるということでの配給上の扱いということでございますが、これは蓄電池に関しての内容になってございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:32	この②の部屋についてはですね蓄電池は設置する予定がなく、中電気のみでございますので、
0:51:39	蓄電池を設置する、①と③のエリアが非管理区域と
0:51:45	したエリアになってございまして、①はもともと非管理区域でございますので、③のエリアだけですね。
0:51:51	管理区域から非管理区域に変更するというものでございます。
0:51:58	はい。東北電力の菅原です。
0:52:03	ちょっと審査、
0:52:04	あとは異なる部分で実情をお話しますと、今回蓄電池を増設することで配置成立性をいろいろ考えましたと。
0:52:16	ということで、図で見ていただくとわかるように、②の上の方に壁の隙間があるんですけども、
0:52:26	要は、配置上、非管理区域を通せる通路を確保することができなかつたというのが、ない、ない事実でございます。なので、
0:52:39	蓄電池は非管理区域にもともととする設計思想がありましたけれども、②のエリアの充電器等には管理区域に設置してもメンテナンス的には、
0:52:51	問題がないという判断をした上で、配置制約上の観点から、このまま比嘉アノ管理区域にしたという実情でございます。はい。説明は以上になります。
0:53:06	規制庁の平尾です。
0:53:09	説明は、②への、非管理区域側からのアクセスが、
0:53:16	しにくいと。
0:53:18	やろうと思ったらこの①か③の部屋ん中通って、
0:53:22	行くなってことになっちゃうわけです。
0:53:25	それよりも、
0:53:27	管理区域側からアクセスした方がいいと、そういうふうに判断されたと。
0:53:31	東北電力の菅原です機器を配置するとですね、扉を確保できない。要は通路を確保できないと。要は物理的問題が、
0:53:41	出て、
0:53:44	このままにしたっていう実情でございます。
0:53:52	平本です。理解しました。
0:53:59	資料の2-4の、この補足説明資料の方でちょっと幾つか確認して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:07	18 ページ。
0:54:18	68 ページのところに、
0:54:21	蓄電池の容量の
0:54:24	予定の説明、御説明が、
0:54:26	ありますけれども、
0:54:28	ここの式なんですけどね。
0:54:33	上から 2、
0:54:37	10 行目にですね分=っていう式がありますけども、
0:54:41	式の中で、
0:54:44	新たに、
0:54:45	赤い字で新たに赤い字で、中括弧がありますけども、
0:54:52	この中 (1) がですね、
0:54:54	ここじゃなくて、
0:54:56	その手前の 60 の前かなと思うんですけども、
0:55:27	はい、東北電力大矢です。
0:55:30	そうですね今ほど指摘のあった通り、60 瀬ルーの前に、中学校区のが適切だと確認しましたのではい修正させていただきます。はい。以上です。
0:55:42	衛藤減少規制とヒラモトです。了解しました。あともう 1ヶ所です、同じ式の中で、
0:55:49	その後ろ、あと 232 セルの後ですね。
0:55:53	括弧 0.1×2000 って書いてありますけども、
0:55:57	三行ぐらい上のところに、代替蓄電池 2000×2 って書いてありますが、これはどういうふうに、
0:56:18	特にこれです。もう一度お願いできますでしょうか。
0:56:22	飛ぶ=の式の後ろの方ですね。
0:56:28	232 掛ける括弧 0.1×2000 、括弧閉じというのがありますよね。
0:56:34	0.1×2000 ですけども、
0:56:37	これは $0.1 \times 2000 \times 2$ じゃないかなと。
0:56:49	はい。東北電力大矢です。
0:56:51	これはですね、2000 アンペアをに並列しているという意味で 2000×2 と書いてあるんですけども、 $V=$ のところの式では、
0:57:05	この 232 セールがアノに並列を含んでいるという意味になってございますので、
0:57:12	2000×2 と記載するのであればその手前の 232 が 116。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:19	×0.1×2000×2 というふうになるのが、
0:57:24	正しいのかなと。
0:57:26	思います。はい。
0:57:27	説明ご理解いただけます。
0:57:29	ましたでしょうか。
0:57:30	規制庁の平本です。穂苅大田御説明わかりました。
0:57:35	はい。なので表記合わせるためにですね、ここは116×0.1×2×2000円というふうに記載を見直し、見直したいと思います。はい。以上です。
0:57:49	規制を見直すってことですね。
0:57:51	はい、了解しました。
0:57:53	それから、
0:57:56	95 ページ同じ資料の 95 ページなんですけど、
0:58:03	95 ページの中段に、2 ポツがありまして、
0:58:08	2 ポツ 3 がありまして、
0:58:10	特に高い信頼性を有する所内常設省力直流電源 3 系統目の耐震設計というところですが、
0:58:18	2 行目のところに、
0:58:20	電路って書いてあって、括弧して、電路の内容が書いてあるんですけども、
0:58:26	この括弧の中身ですが、125V系の
0:58:32	その設備が書いてあって 255V系が書いてないんですけども、
0:58:35	これはどういう、
0:58:58	僕電力梅津でございます。はい。電路のところにもですね 250V系の電路を追記したいと思います。
0:59:09	規制庁の平本です。書き漏れていたということですね。
0:59:14	理解しました。
0:59:17	から、
0:59:26	99 ページをお願いします。
0:59:32	99 ページに、ケーブルサイズの評価のことが、
0:59:36	書いてありまして、
0:59:38	99 ページの一番上にですね、
0:59:40	深野共済低電圧というふうな項目があって、
0:59:44	直流負荷のうち最も評価が厳しい設備として、深野。
0:59:48	許容最低電圧 90Vと、今回

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:52	柏崎の方見ると、100V、
0:59:55	書いてありまして、
0:59:57	柏崎は、計装設備側の、
1:00:00	最低キョウデン数、
1:00:03	でもってこの札幌と決めてると思うんですが、
1:00:06	女川h r
1:00:08	のほうは、
1:00:09	この90Vは、
1:00:10	電動弁であるため
1:00:12	いうふうに最初、
1:00:13	再説明のところに書いてあるんですけども、
1:00:17	女川の方で、衛藤。
1:00:20	計装設備がもしもその100ボルトであるならばですね。
1:00:25	そっちの方が厳しいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。
1:00:35	東北電力大矢です。
1:00:36	こちらについてはですねちょっと
1:00:39	事実確認、
1:00:41	事実確認の上、別途ご回答とさせていただければと思います。以上です。
1:00:48	トビアスオクセトヒラモトです。よろしく申し上げます。
1:00:56	109ページ。
1:00:59	申し上げます。
1:01:00	同じ資料の109ページの、
1:01:03	第57-4-4図、
1:01:06	ですけども、
1:01:10	これちょっと確認なんですけど、
1:01:12	ところで、節Bの区分ごとに、
1:01:15	色分けがされているんですけども、
1:01:19	ガスタービン発電機とか、その色分けされてない設備がありますよね。
1:01:24	広い設備ですね。
1:01:26	で、背接続口、
1:01:29	電源車の接続口とか、ガスタービン発電機と違って、色分けされてませんけども、これはどういうふうな、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:38	なんでしょうか。
1:01:46	はい。東北電力大矢です。
1:01:49	ご指摘の通りですねG T Gに関してはS A設備でございますし、電源車接続高もS A設備、あとD G関係は、
1:02:00	デービー形成ということで、本来ここも色を塗るべき対象だというふうに考えますので、はい。修正をさせていただければと思います。以上です。
1:02:12	原子力規制庁の平本です。了解しました。これ、これちょっと質問したのは、その同じ図の中の、一番下のところに代替充電器があり、
1:02:22	これ、あの白いまま、つまり常用系の設備だなと思うんですけどもそういうことでよろしいでしょうか。
1:02:28	はい。東北電力大屋です。はい。ご指摘の通りですね白抜きとなっているこの代替充電器についてはS A設備ではないということで、こちらは色を塗ってませんでした。はい。以上です。
1:02:42	原子炉規制庁平本です。了解しました。
1:02:45	それから、
1:02:47	と同じ資料の133ページ。
1:02:50	お願いします。
1:02:56	ここは、125Vの蓄電池の、
1:03:01	兵
1:03:02	その容量の違いですね、
1:03:04	第2と第3の容量の違いを、
1:03:07	説明しているところ。
1:03:13	この
1:03:14	説明がちょっとまだ、
1:03:16	あまりよく理解できてなくて、第2の方ですけども、第2の方は、
1:03:24	逆に、その上から、
1:03:28	8行目ぐらいにですね。
1:03:29	125V代替蓄電池、
1:03:32	ちゃう。
1:03:34	藤。
1:03:38	6ページ裏面と、
1:03:40	行目ぐらいのところにですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:42	なお、125号と、蓄電池印影及び125V蓄電池2Bから、
1:03:49	125V代替蓄電池への切り換えの際に、
1:03:52	直流駆動低圧注水系の制御は切離しを実施すると。
1:03:59	というふうに書いてあるんですけども、
1:04:01	これ、
1:04:05	この比125V蓄電池2Bから、
1:04:09	代替蓄電池に切り替わった後です。
1:04:12	この絵と直流駆動低圧注水系の制御っていうのは、
1:04:16	これ、
1:04:17	どうなるのでしょうか。
1:04:21	東北電力の梅津でございます。
1:04:25	第3電源3系統目、2-2はですね、こちらの直流駆動低圧注水系制御を、負荷として見込んでございますので、3系統目として使用する際には
1:04:38	使用します。
1:04:44	2系統目の時にですね。
1:04:46	系統名のときに、はというふう、
1:04:51	東北電力の菅原です。
1:04:54	ここに記載してあります通り、
1:04:58	TBDのシナリオにおきましては24時カーンは高圧代替注水系を用いて、注水を継続しますので、
1:05:09	基本的に直流駆動低圧注水系は期待しません。なので、
1:05:15	カットをしていると、オダでスカラー機能をわざと殺しているということになります。
1:05:22	ただ、今回第3電源におきましては、ご指摘を踏まえましてその炉心損傷防止対策要はシナリオレスだということで、
1:05:32	改めて確認をした結果、
1:05:34	直流駆動低圧注水系は炉心損傷防止対策として必要だと整理をしましたので、今回追加をしましたと。
1:05:42	いう位置付けの違いになります。ですから2系統目はどっちかっていうとシナリオ重視。
1:05:49	3系統目はシナリオレスというイメージかなと思っています。はい。以上です。
1:05:58	原則1ヒラモトです。今のご説明理解しました。
1:06:16	141ページお願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:20	141 ページの方は今度は 250V のバッテリーの
1:06:26	容量が、
1:06:27	容量の相違ですね、の、
1:06:29	説明を、ここに書いていただいているわけですが、
1:06:35	ここに書いてあるのは、結局は、
1:06:38	いや、
1:06:40	第 2 の方は自動で入るんで、
1:06:43	で、
1:06:44	甲斐さんの方は、手動で入れるんで、
1:06:46	手動で入れるときに使って判断しますと。
1:06:49	そういうことで、
1:06:52	6 大学の梅津でございますはいその通りでございます。
1:06:58	その他、
1:06:59	その説明の中で、下から 5 行目ぐらいのところに、仮に不要な負荷切離し前になって書いてますけども、
1:07:08	仮にっていうのはどういう意味。
1:07:11	イトウ 9 電力別でございます。
1:07:13	不要な負荷の切り離しはですね、1 時間後に、2 系止めで行うものなんですけれども、
1:07:21	1 時間後にですね仮に第 3 電源を使うとなった場合にはもうその時点では不要な負荷が切り離されています。
1:07:29	一方でですね 1 時間前。
1:07:32	2 系統目を使っていて、1 時間にたつ前っていうのは不要な負荷の切り離しがまだ行われていない。
1:07:40	状態になってますので、そういった場合で、何らかの要因で 2 系統目が、
1:07:45	枯渇等で使えなくなったような場合には 3 系統目を使うということになるんですけれども、そうするとまだ不要な負荷が切り離されておきませんので、
1:07:55	不要な負荷を切り離してそれから 3 系統目に切り替えるということでございます。
1:08:03	設計の考え、社長規制庁の平本です。
1:08:07	設計の考え方としては、このあたり 2 の後の方ですね。
1:08:14	不要な負荷の切り離しっていうのは、最低
1:08:19	切り換えの際に、切離し

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:23	いう前提条件で設定されてる
1:08:25	という理解でいいですね。
1:08:29	個別でございます。はいその通りでございます。
1:08:34	原子力規制庁ヒラモトです。このご説明理解しました。
1:08:40	最後なんですけどもすいません、159 ページの、
1:08:44	ワンラインなんですけども、
1:08:50	この 159 ページの図は、
1:08:55	電源車を用いて、電源復旧した後の、
1:09:00	等、
1:09:02	中を書いていたと思うんですが、
1:09:05	この図を見ると、うん。
1:09:14	例えば下のですね、
1:09:15	250V系の方を見ると、
1:09:19	②で②意義って書いてあって、
1:09:24	遮断器三つ入ってるわけ。
1:09:26	125V蓄電池の、
1:09:32	でこの
1:09:33	絵柄等、この 125V、
1:09:38	蓄電池が何らかの要因で、
1:09:43	想定外。
1:09:45	出なくなっちゃった。
1:09:47	或いは、電圧が落ちてしまう
1:09:50	というような、
1:09:53	生まれる
1:09:54	そういう状況で、第 3、
1:09:58	電源の方に切り換えた。
1:10:01	分けて、
1:10:08	このバッテリーの
1:10:10	ところろの遮断器を入れるっていうのは、それは何でなのかなと。
1:10:24	東北電力の梅津でございます。すいません。もう一度。
1:10:28	お願いできますでしょうか。原子炉規制庁の平本です。ちょっと説明悪くてすみません。
1:10:35	で、電源、交流電源を復旧させた後、電源車ですね。
1:10:40	入れる、遮断器なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:45	125V充電器からの
1:10:49	直流母線への通じるところの遮断機、
1:10:53	これは入れるのは当たり前だと思うんですけども、
1:10:57	その隣のバッテリーの
1:11:00	遮断機、
1:11:02	これは入れて、バッテリーも充電しつつ、直流母線に供給供給すると。
1:11:07	125V系も同じですけど、
1:11:09	というふうに、この図、書いてありますよね。
1:11:13	もともと125V系のバッテリーとか250V系の
1:11:18	ペーパーテリは、
1:11:21	調子悪くて、
1:11:24	第3電源のバッテリーに切り換えたはずなんで、
1:11:28	そう。それなのになんで
1:11:30	入れるのかなと。
1:11:37	はい。東北電力の梅津でございます。
1:11:40	確かに今回ですね前回のご指摘の中で、告発というふうに限定しないようにというふうなお話もございましたんで、
1:11:49	今回想定外の枯渇等というふうに記載を統一してございますが、
1:11:55	仮にここ枯渇であればですね、こちら、
1:12:00	投入した上で、充電することが有効であると考えております。一方で、
1:12:05	枯渇以外の
1:12:08	想定外の何らかの要因で故障してるという場合にはですね確かにご指摘の通り入れることは難しい場合もあるかもしれませんが、告発に限って言えばですね、
1:12:18	充電さえ充電することが有効であると考えますので、そういった意味で、今回、コウ入りということを入れてございます。
1:12:26	原子力規制庁のヒラモトですけれども、それは手順の中でね、
1:12:31	必ずここに入れるというふうな手順になっちゃってるんじゃないか。
1:12:38	もしも地絡してたらね、
1:12:41	入れられないってのは当たり前の話になるわけで、
1:12:46	の確認。
1:12:47	いうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:02	はい東北電力の飯塚です。
1:13:04	手順側につきましては、その交流が復旧して、
1:13:09	可搬型のですね
1:13:11	電源のラインナップですけれどもこちら、
1:13:14	こちらは第3系電源を、今回設置する前の従来の手順からアノ ば、蓄電池のところは1回投入してと。
1:13:23	いうところで手順になってございます。コガ通した場合について は今ほど、梅津が申しました通り、
1:13:31	鳥羽バッテリーに充電しつつ、
1:13:34	受電をするということになります。で、今回想定外のコガサトウ ということで、それ以外の場合、いいと。
1:13:42	いうこと故障の場合ですね、バッテリー自体の
1:13:47	そういう場合についてのところまでは手順では
1:13:50	富。
1:13:51	見てはいないとかそこまでの記載はしてございませんが、
1:13:55	ただそういったバッテリーの保証があるということであれば、
1:13:59	その時には隔離をした上で、当然討議をしないという措置が図ら れるというふうに考えて、
1:14:06	以上です。
1:14:07	原子力規制庁の平本です。第2、つまりSAの代替電源に行くと、 移ってそっから戻るときは、
1:14:21	非常用のバッテリーですね、125V2Bが枯渇してそっち側に移る という条件だったんで、特にそれは
1:14:31	問題ないと思うんですけども、この第3に移るときってのはまた 違う話ですよ。
1:14:36	とあってですね、そこはちょっと気をつけた方がいいのかなと。
1:14:47	東北電力の菅原です。ご指摘は理解いたします。で、
1:14:53	一方で女川の第2電源はバッテリーも、
1:14:59	柏崎と違って、
1:15:01	藤柏崎は充電器と電源車のみなんですけれども女川の場合だと、 蓄電池も一緒に入れる、今手順になっています。
1:15:11	それは、
1:15:15	基本的に電動弁とか突入電流が入るような負荷に対しては、蓄電 池を、バッファ容量として見た方が技術的にはいいのではないかと いう判断のもと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:29	そういう整理をしていましたと。
1:15:32	ということなので、標準的な手順は蓄電池を
1:15:38	入れた上での対応になる、SA対策もそうなので、本体審査上も そうなのでそういう手順で整理をしたいというふうに考えてます けれども、
1:15:48	ご指摘はご最もだと思しますので
1:15:52	事故の状態によって、復旧手順をこう判断していくということだ というふうに考えております。はい。以上です。
1:16:02	原子力規制庁の平本です。今のご説明は理解しました。そう。そ うだとしたらね。
1:16:08	もしも、このバッテリーが
1:16:12	故障していて、
1:16:14	バッテリー投入できませんと。
1:16:16	バッテリーに接続できませんといったときに、
1:16:18	電動弁と、
1:16:22	そういうものを動かしたときに問題ないでしょ
1:16:29	東北電力の菅原です。基本的には問題ないと思っていますけれど もより安定安定対策という意味で蓄電池を入れながら
1:16:39	蓄電池を充電しながらということで、本体の時は御説明している というふうに考えております。ですから他社は、
1:16:46	逆に言うと充電器と電源車の時、実績ノモト阿南だろう。そのも とでの構成で、技術的にはやっていますので、そこと、
1:16:56	の差異というより、
1:16:59	安定的にという、何なんでしょうさらなるという部分で蓄電池を 入れているというふうに考えております。はい。以上です。
1:17:08	原子力規制庁の平間です。基本的な問題ないと。
1:17:13	いうのは、問題ないと言ってるのは、先行他社と同じですと。
1:17:19	そこにさらにプラスしてこの蓄電池を投入するっていう手順を、
1:17:24	追加してるんで、それがないとしても問題ないんですと、そうい う御説明ですかね。
1:17:31	原子力規制庁ヒラモトです。理解しました。以上です。
1:17:38	他確認事項ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:17:41	中原さんお願いします。
1:17:45	中原です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:47	ちょっとこのヒアリング初めて参加させていただいたので、すでに説明済みだったらちょっと申し訳ないんですが、
1:17:53	41 番の指摘事項で充電器の件ですね。
1:17:56	充電器を自主対策設備に、
1:17:59	している理由を説明いただいたときに、私単純に考えたらこれは、
1:18:05	通常時に充電するもので、SA時には、出番がないものであるから、
1:18:11	自主対策設備なんですという説明であったという理解でよろしいですか。
1:18:17	はい。東北電力の谷津でございます。はい。その通りでございます。充電器を充電、通常時の充電が目的でございます。
1:18:24	仲です。その上でちょっと質問なんですけれども、
1:18:28	通常時にですね、第3電源の蓄電池が満充電であることを、
1:18:34	保証するといえますか。
1:18:36	第3電源を満充電するための充電器というのは、その充電器のみなんですか。
1:18:53	東北電力の梅津でございます。はい。通常時に第3電源を充電するための充電器はこの
1:19:01	第3電源用の充電器のみでございます。
1:19:05	大仲です。
1:19:07	そうするとですね、
1:19:08	例えばこの自主充電器が、
1:19:11	不具合を起こして、
1:19:14	いるとしたら、
1:19:16	重大事故発生時に、
1:19:18	第3電源の蓄電池が、
1:19:21	盤充電である。
1:19:24	保証は必ずしもないという理解でいいんでしょう。
1:19:36	はい。東北電力の菅原です。
1:19:41	ちょっと話は飛ぶんですけれども、
1:19:44	58条、計装設備の補助パラメーターの中に、
1:19:49	10レーンをする前には充電、電圧を確認しますと。
1:19:55	言っていて、
1:19:57	その電圧は充電基盤についています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:01	で、そこで蓄電チーの電圧を確認していきますということで言うと、
1:20:08	充電キーが死んだ際には、その電圧値を確認できない可能性もあるので、そういった場合には、
1:20:18	保安規定上の逸脱になるというふうに考えられます。
1:20:24	はい。ケースバイケースのような気がちょっと。
1:20:27	すみません。答えになってないかもしれませんがそう考えます以上です。
1:20:32	中原です。実際に第3電源を投入するとき、或いは通常時の定期的なそういうサーベ或いは検査の中で、充電であること或いは既定の電圧が確保されている。
1:20:45	ということの確認の手段は、あるんだろうとは思いますが、私は事実関係の確認として、
1:20:52	まずお伺いしたかったのは、その充電器なくしては、
1:20:56	第3電源の蓄電池、
1:21:00	通常時から満充電しておくべきがあるのかないのかっていうのを確認したか。
1:21:06	私の質問。
1:21:15	規制庁アキモトですちょっと細かい話かもしれないんですけど2-3の、
1:21:21	比較表で、
1:21:26	70ページですね。
1:21:29	地盤の話なんですけど、今回多分コメント回答で、
1:21:36	既許可に無記載に合わせますっていう回答だったのかなって思ったんですけどこれよくよく読むと、
1:21:43	電源設備わあ、
1:21:46	いえ、地盤に設置するってなっちゃって、
1:21:51	何か清川施設だからあまり理解できるかなと思ったんですけど。
1:21:57	主語と合ってるんですね、地盤に設置しちゃっていいですかね。
1:22:07	東北電力の菅原ですすみません確かに、
1:22:12	今読んでみると、
1:22:14	気胸カートもちょっと違う構成になってますのでちょっと再再考させていただきたいと思います申し訳ございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:22	規制庁秋本です。わかりました。多分その次の第2項。すいませ ん71ページもう、
1:22:30	ちょ、何か日本語として違和感が。
1:22:33	設備は、
1:22:34	地盤に設置する。
1:22:36	直接設置していただけるんだったらそれでも構わないかもしれな いすけど、
1:22:41	ちょっと何か変かなっていうのと、
1:22:44	91ページは、ちょっとこれ確認だけなんですけど、系統の切りか Aが、
1:22:51	一番上に書いてあって、
1:22:53	ここを系統に必要な遮断機等を設ける設計とするってあってここ は、頭でいいんですか回答で遮断器等のっていうのは、頭は要ら ないんだよっていう、
1:23:06	おっしゃってたのとちょっと違う値は違うけど、
1:23:09	何ていうか、ここは頭がいるっていう理解でいいですか。
1:23:18	東北電力の谷津でございます。すいませもう一度お願いします す。規制庁秋本です91ページの括弧Bの系統の切り換え性の3行 目ですね、系統に必要な集団機等を設ける設計とする。
1:23:32	ここは終わっていいってことなんですね。
1:23:57	東北電力の菅原です。前段能議論は影響防止なのでバウンダリー という観点での遮断機っていうのは先ほどご説明した通りなんで すけれども、
1:24:11	ここはちょっと改めて本体の整理も確認をさせていただきたいと 思いますが、
1:24:17	ここはどっちかという多分本体合わせで頭入れたのかなと思い ますのでちょっと確認させていただきたいと思います。以上で す。規制庁秋元です。わかりました。あるんであれば別に取れっ ていうわけではないので
1:24:31	説明できれば、全然大丈夫ですっていうだけです。109ページは、
1:24:37	えっとですね、これがちょっとこれ日本語だけの確認なんですけ ど、設備、最終イイダ事務製造設備のうち、
1:24:46	耐圧イデ隔離弁のうち、電動弁はってなんですけどこれのうちの うちって使ってるケースってあるんですか。
1:25:09	東北電力の梅津でございますはいご指摘の通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:13	農地がという表現がちょっと繰り返されてるような状態になって ございますので、ちょっとこちら適切な表現に見直しをしたいと 思います。
1:25:21	規制庁秋本ですわかりました 114 ページの 50 条だと、そういう使 い方をしてないので、
1:25:28	合わせるなら合わせたほうがいいかなと思ったところですよ。
1:25:33	あと 130 ページは、
1:25:37	130 アノ 57 条が書いてあるんですけど、ここはあれなんですかち よっと私はよくわかってないですけど、女川の、あ、すみません有 毒ガス、真ん中の欄。
1:25:48	はぐれ 8 にはしないっていう。
1:25:52	ことでいいんでしたっけ。ちょっとあの、記載のルールがちょっ とよくわかってなくて、
1:25:57	前の方を見たりすると、真ん中グレーになってたりするケースも あって、ちょっとまだいまだにこの記載ルールがちょっとよくわ かってないんですけど、57 条は、
1:26:07	グレーは要らないっていう理解でいいですか、真ん中のところ。
1:26:21	東北電力の梅津でございます凡例のところですね。
1:26:25	灰色はグレーハッチングで前回許可からの変更箇所となってござ いいますが、
1:26:31	基本的に真ん中のところについてはハッチングはしていない。
1:26:38	成長アキモトさん、例えば 124 ページで 54 条とかは、
1:26:43	何かすごいだーっと。
1:26:45	書いてあるなあと思ってね。
1:26:47	何か記載のルールがあんのかなあとはちょっと思った。
1:26:51	ていうのが何か、
1:26:54	よくわかんないなんて思っただけなんすけど、あ、すみません東 北電力大矢です。
1:26:58	57 条の女川 2 号の真ん中に書いてあるのは、57 条の 1 項を参考記 載しているという、
1:27:08	てで、右側の 57 条については 2、第 2 項新たに何だろう、説明を しているという意味合いですので、
1:27:18	はい、右側だけをグレーハッチングしているという形になってま す。規制庁秋本です扱いが違うということで理解しました。次の 2 -4 の資料で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:31	8 ページのところですね、2-4 の資料の 8 ページで、これもちょっと細かいところの、
1:27:38	9 人だけなんすけど、
1:27:40	39-2 の設置場所っていう枠があって、
1:27:46	発電所、原子、2 行目で原子炉建屋附属棟内に設置する設計とスルーって書いてあるんですけど、
1:27:55	38-2。
1:27:58	だと。
1:28:02	3、6 ページですね、38-2 だと、現状建屋附属棟に設置するって書いてあって何か使い分けたりするんですか。
1:28:12	よ、要するにないがあったりなかったりってうだけなんですけど。
1:28:26	トップ電力の別でございます。ちょっと記載、
1:29:23	オク電力の熱でございます。
1:29:25	こちらの記載ですね再確認いたしまして記載の統一を図りたいと思います。
1:29:31	規制庁秋本ですわかりました。それで、あと最後ですけど、私から最後で 178 ページですね。
1:29:39	今回、
1:29:41	第添付 12 号、
1:29:48	ていう、技術的能力基準における記載見直し箇所一覧っていうのがあって、
1:29:56	これを何か新たに追加していただいた表なんだと理解はしたんですけど、ここで書いてある。
1:30:03	添付書類 10 っていうのと、手順って書いてあって、
1:30:09	これは、
1:30:11	添付書類重油、厚い本。
1:30:14	手順って書いてあるのはちょっと意味わかんないなと思ったんですけど。
1:30:17	テンジウとついでる。
1:30:22	はい。東北電力の飯塚です。
1:30:25	手順については追補をイメージ、はい、記載していました。
1:30:47	当然、飯塚です。
1:30:49	テンジウにつきましては湯有効性評価の規制もありますけどその場合技術的能力の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:55	記載もありまして、そちらの
1:30:58	等に影響があるかどうかというところでの
1:31:02	添付資料 10 という記載で、手順は追補側の、
1:31:05	ことを書いてはいました。
1:31:07	以上です。
1:31:12	規制庁アキモトでそれでは 100 前の 170 ページが 171 どれでもいいんですけど前の表の、
1:31:19	ここで書いてる手順で、
1:31:23	どういうことなんだっけ。
1:31:24	そこ、多分この表で、
1:31:28	天竜追放のことも言ってくれてんのかなってちょっと思ったんですけど、そうではない。
1:31:33	この手順等はまた、
1:31:35	別に表設けてみましたっていう。
1:31:38	ぐらいのものですって感じですか。
1:32:21	はい。東北電力の梅津でございます。例えば 170 ページとかで、
1:32:25	最後のところに、添付書類 8 及び手順を変更するの手順が何を指しているのかということ。
1:32:32	でしょうか。はい。
1:33:18	はい東北電力の梅津でございますはいテンジユウ追放のことでございます。
1:33:24	規制庁秋本です。わかる。わかりました。
1:33:27	19 するけど、二つ表を並べてみましたっていうことってことですね。はい。
1:33:34	わかりました。
1:33:36	私からは以上です。
1:33:41	はい。他確認事項ある方いらっしゃいますでしょうか。
1:33:52	私の方は、各審査官から結構出たので、修復するときは、ユフとコウは避けます。
1:34:02	そうです。
1:34:12	殊ちょっとぱアノ。
1:34:15	パワーポイントの 12 ページ、これもコメント番号と言っていくと、あれなんで、
1:34:23	確認だけです 12 ページのと各管理区域①②③、管理区域と非管理区域の話がありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:31	都丸さんの管理区域から非管理区域になりますよっていうところがあると思うんですけども、これ管理区域だと空調がもともと一緒になっていたはずなんですけどこれ空調とかはもう切り離すというそういう認識なんですけど、
1:34:46	はい。東北電力の梅津でございます。はい。非管理区域になりありましたら非管理側の区長を使うということではっきり話しいたします。
1:34:56	だから空調を非管理区域側の空調に切り替えるってそういうことですかね。
1:35:01	そういうことでははいその通りでございます。
1:35:04	はい。
1:35:05	それか、
1:35:07	ちょっと思うんですね。
1:35:11	今の話は江藤パワーポイントでは、書かなくていいですけど、補足説明資料には書いておいてくださいね
1:35:19	要は
1:35:20	今回
1:35:22	換気空調系の話があって、管理区域と非管理区域を分けてるっていうところがある。
1:35:26	あれば、変わる場所は明確に記載しておいてください。まとめ資料で、はい。
1:35:32	はい。東北電力の谷津でございます。はい空調の切り換えの件です補足説明書の方に追記させていただきたいと思います。
1:35:45	刀禰、あとは
1:35:48	コメントリストの 52、
1:35:50	52 番の地下水排水設備の話で、
1:35:54	ちょっと待ってね。
1:35:58	2-4-10 ページかな。
1:36:09	えっとですね今回削りましたっていう話で言われたと思うんですけど先ほどちょっと秋本からあったように、
1:36:15	あそこの記載、要は、建屋の地盤にタテじゃない、
1:36:20	第 3 類自体を地盤に直接やるんだったら地下水排水いらなないと思うんだけど、まさかそんなことはないと思うので、そうするとこの書き方っていうのは、もともと三条第 2 号の適合性の前提になっている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:34	例えば原子炉補助、原子炉補助建屋に設置するなら原子炉補助建屋の前提になっているものであるという認識なんですよ。そうすると、本当に記載の必要がないのかあるのかっていうのはよく確認しといた方がいいかなと。
1:36:46	お願いします。
1:36:51	9 電力の梅津でございます。地下水設備の記載の必要性について再確認いたします。
1:37:10	ちょっと待ってね。
1:37:52	先ほどヒラモトの話があった 100 数これですね
1:37:58	に大津 D S の 2-4 のところの 133 ページの
1:38:03	蓄電池容量のところの書き方。
1:38:07	中身を理解しているので、しっかりこの中身に書いといてくださいというなお書きのところ直線道が要らないのは、要は、直流機動ポンプの機能に期待し、する必要がないという、
1:38:20	根拠が明確にここに記載されてないと、これだけだとちょっとわからないので、そこは地域願いますかね。
1:38:41	東北電力の谷津でございます。はい。
1:38:44	直流駆動低圧注水系のポンプですね、切り離すところに理由を追記したいと思います。
1:38:51	はい。
1:38:51	あとオオツカの話であった建屋の断面がわかりにくい 1 階 2 階 3 階の建屋の断面がわかりにくいって話があったと思うんですけど、これこれから答える処理系の設備されると思うんですけどこの資料の、
1:39:06	例えばですけど、大津 D S の 4-2 の、
1:39:12	11 ページ。
1:39:14	今までのオクセメント固化式装置、
1:39:18	これまでのプラスチックコア装置と下にセメント固化式装置があると思うんですけど、多分これがこの断面をうまく使ってですね、ここまでが何回でここまでが何回っていうのがわかるように、
1:39:31	して前後関係わかるようにしていただければセメント固化になったので多分その下の階だけで良くなるのがちょっと上の快適で良くなるのかわかりませんが、そういうことになってええと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:42	1階の空いてる部分を利用して第3電源を設置するっていう話になると思うので、少しそこの工夫した資料をつけていただければと思います。いいですかね。
1:39:58	はい。徳田ー梅津でございます。はい。
1:40:01	他のBSOの2の方のですね、費用も確認の上、
1:40:11	断面図がわかるような、図オオキ追記したいと思います。
1:40:16	はい。私の方は以上です。
1:40:23	規制庁大塚です。他、確認事項等よろしいでしょうか。
1:40:32	すいません規制庁の天田です。パワポの12ページなんですけど、
1:40:37	これ前回管理区域の変更ということで、説明があったのでちょっとその理由がわかりにくいということで
1:40:47	見直しをさせていただいたんですけども、
1:40:50	これ、そもそもマーク審査会合でも、ところ、このエリアでいうと0102でもともと設置するというので今回、
1:41:02	BCLIの負荷を見込んで丸さんも追加するという説明なんですけど、
1:41:08	管理区域の変更。
1:41:12	わあ、これ、どういう趣旨であれですかね、この介護の説明資料として追加しているのか。
1:41:20	ちょっと丸さんの理由は上の方に書いてあるんですけど002の、
1:41:25	FからCへの変更理由がちょっとあんまり、
1:41:28	衛藤。
1:41:30	明確でない感じもしたのでそもそも、その変更理由がちょっとわかりづらいっていうのと、
1:41:37	どういう趣旨で説明をされているのか。
1:41:40	ちょっと説明お願いします。
1:41:45	東北電力の梅津でございます。
1:41:47	②についてはですね、
1:41:52	※印を振ってありましてこの表の下のところに書いてあるん。
1:41:57	ところが理由にはなっているんですけども、
1:42:00	固化材の変更による配置変更に伴って区分を見直しますということで、もともとですね
1:42:07	都丸さんのエリアを非管理区域に今回変更するというのにあわせて、もともと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:15	今回固化材の変更もやっておりますので、こちらは非管理区域にするわけではないんですけども、この
1:42:22	③の変更とあわせて、②の方も、あそこの実態に合わせた変更を実施するというものでございますので、
1:42:30	理由としましてはですね表の下のところが理由になります。
1:42:40	はい。規制庁の天田です 002 の変更理由は※が打ってある、あるので米は見みてる上でなんですけど、これもちょっと、噛み砕くとあれですか、理由はまとめ資料何か書いてあるんでしょうか。ちょっと補足いただけますか。
1:43:20	はい。
1:43:28	これ新倉梅津でございます。
1:43:31	この丸井のエリアのですね理由についてもう少し記載をわかりやすい表現に見直したいと思います。
1:43:40	はい。規制庁の天田ですわかりました。以上です。
1:43:48	はい。規制庁大塚です。他確認事項よろしければ、
1:43:53	ここで一旦休憩を挟みたいと思います。
1:43:58	はい。
1:44:11	はい。それではここで 15 分間休憩したいと思います。
1:44:15	規制庁大塚です。それではヒアリングを再開します。
1:44:21	はい。東北電力の飯塚です。
1:44:23	第 3 電源につきまして運用分のもので、コメント回答をさせていただきます。
1:44:30	大津 D S の
1:44:35	中のイチノセ会の資料ですけどもコメントリスト 37 番、37 番、
1:44:40	をよろしくお願いします。
1:44:46	と、
1:44:47	コメントにつきましては、まとめ資料を、技術的能力提出していますけれども、
1:44:53	1.41.8 の抜粋ですとかあと 1.141.15 については提出されていますけれども、それ以外の資料の資料の提出に、
1:45:02	ついでの説明でございます。
1:45:04	今回、
1:45:06	パワポの資料でございますね、
1:45:09	と。
1:45:10	パワポに飛びまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:12	大津Ds1-2の、
1:45:14	17ページ、17ページをお願いいたします。
1:45:25	この17ページです。
1:45:34	こちらでですね、変更の有無について記載してございまして、
1:45:40	例えば見行目ですけれども、1.16、1023といったところは、
1:45:44	変更はないんですけれども、他にもですね、下から2行目、1.2から5ですとか、
1:45:51	71といったところについては変更があるのに、まとめ資料が出ていないというところでしたけれども、今回、
1:45:59	それらの、
1:46:00	九条についても、まとめ資料を提出させていただきました。
1:46:05	ここの17ページでちょっと一部修正させていただいたのが1.0の一番上の、
1:46:10	記載で、黄色く呉ありということで今回変更しているんですけども、もともとは先行の資料等も見まして、
1:46:19	あわせてなしということで書いていたんですけども、整理としては
1:46:24	各逐条の手順が変わったことによって表が一部変更になったというのが1.0の変更点なんですけども、そういうことなので、なしとしていましたが、資料をやはり提出する必要があるので、
1:46:37	変更ありということで、修正させていただいております。
1:46:40	変更の理由については右側に、
1:46:43	それぞれの表を、手順を反映したので、
1:46:46	本文添付資料1を変更ということで記載させていただきます。
1:46:49	37は以上でございます。
1:46:54	そしてコメントリストの43番でございます。
1:47:03	資料については、と同じく、パワーポイント資料の、
1:47:06	19、19ページをお願いいたします。
1:47:13	はい。衛藤、こちらで、
1:47:16	概略系統図の、
1:47:18	250Vの充電器の
1:47:21	下流側に配線用の遮断機があるんですけども、
1:47:25	こちらも中央制御室から遠隔にて操作可能であることを記載することで、反映してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:32	具体的には、凡例のですね、①②の操作順序のところに括弧をつけまして、
1:47:38	これらの操作は、中央制御室から操作可能ですということで明確化してございます。
1:47:45	同様の凡例の前ページにもありますけども、同じように、中央から操作可能ということを一言。
1:47:51	追記してございます。
1:47:53	はい。43 番については以上です。
1:47:55	続きまして 44 番になります。
1:47:59	こちらは枯渇の表現になりまして、
1:48:04	藤大津 D 数の市野木アパート同じくパフォの 19 ページは、今ほどの
1:48:10	パワーポイントの
1:48:12	下ですね、一番下二つポツがありまして、
1:48:15	下側のポツですけれども、
1:48:18	250V 蓄電池の
1:48:21	5 月のおそれによりというところの表現でしたが、想定外の枯渇等というところで、コマツ以外の原因についても含めてですね、修正してございます。
1:48:33	こちらの記載は全体的に資料、反映してございます。
1:48:40	43 番、
1:48:41	44 番については以上です。
1:48:43	次、コメントリストの 45 番です。
1:48:49	資料につきましては、同じくパワーポイントの資料の、
1:48:52	20 ページをお願いいたします。
1:48:55	20 ページの、
1:48:57	ちょっとフローチャートでございます。
1:49:00	こちらでは、
1:49:01	第 3 電源のこのフローチャートについて、先行他社と比べますと、
1:49:06	125V の代替蓄電池、
1:49:09	ですとか、第 3 電源の、蓄電池を使用する手順の優先の順位ですとか、風呂フローがちょっとわかりづらいというところはございましたので、
1:49:20	見直しを行いました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:23	具体的にはですね。
1:49:25	交流電源復旧に繋がるラインというものを、先行に合わせて追加して、
1:49:31	一番左のラインですね、から復旧を示しております。
1:49:35	あとは、1系統目、次と2系統目3期お勤めですね、それぞれが、
1:49:40	少し横に1系統見込み1系統目は並べてですね、同列に書くように、ちょっと見やすくしまして、
1:49:47	あと3系統目につきましては、
1:49:50	ひし形の下ということでちょっと判断の都合上、
1:49:53	下側にしておりますが、その内容の方を選考になってですね、修正の方をしております。
1:50:01	はい。フローチャートの修正については以上でございます。
1:50:05	同様に21ページも、少し修正の方行っております
1:50:12	次のコメントですけれども、
1:50:15	音、
1:50:16	57番になります。
1:50:21	コメントリストの57番でして、
1:50:24	こちら先ほどございました、その告発の表現。
1:50:28	について、限定的な表現になっているので、検討することということでございまして、
1:50:34	先ほどご説明した通りですね、同様に、他の資料の方も反映させていただいておりますので、
1:50:40	はい。
1:50:42	紹介の方割愛させていただければと思います。
1:50:46	続きまして58番でございます。
1:50:49	こちらは3系統目。
1:50:52	の給電について差異理由というところの資料の方を見ながらご説明させていただきます。
1:50:59	大津B S 3-3。
1:51:02	比較表になります。
1:51:04	3-3の比較表の
1:51:09	17ページ。
1:51:10	をお願いいたします。
1:51:19	3-3の
1:51:22	17ページでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:24	こちらは、先行他社とのですね差異理由を、
1:51:29	について拡充するということの対応を今回してございます。
1:51:35	衛藤専攻の一番左柏崎さんの記載には、第3系統による給電中ではなくて、
1:51:42	弊社の方には、第3系統目の記載がございます。こちらについては、記載を
1:51:49	採用に追加しましたけども、
1:51:51	柏崎は、
1:51:53	直流の、第125V蓄電池3系統目による給電操作において、
1:51:58	負荷の切り離しが不要な手順となっておりますので、
1:52:02	操作の成立性には、その3系統目の記載はございません。
1:52:06	スケーム当社は、
1:52:08	負荷投入ですとか、負荷不要負荷の切り離しといったところの成立が必要ですので、記載をしているものでございます。
1:52:16	こちらの大きさについては以上です。
1:52:19	もう1ヶ所の19ページについても、を反映をしてございます。
1:52:25	同じ資料の19ページをお願いいたします。
1:52:31	こちらの大洲差異なんですけれども、
1:52:34	江藤柏崎さんの記載では可搬型直流電源設備による給電と、
1:52:39	いう欄があって、その中に、3系統目の記載を入れ込んでいると。
1:52:45	可搬型直流電源設備は、3系統目も給電できなかった場合に、
1:52:50	準備をして
1:52:52	機器に給電をしていくというような
1:52:55	内容になってございます。
1:52:57	女川につきましては、3系統目が給電という手順ございますのでこちらでも1問1項目といたしますか、設けているのはちょっとまずその書き方というかそこでちょっと違いはございます。
1:53:10	柏崎さんの方は、運用の相違で今ほど言った通りですね。
1:53:15	3系統目が給電できない場合に、
1:53:18	可搬型による給電を行う手順となっておりますので、その可搬のところには追記しているものと。
1:53:24	差異理由のところになります。
1:53:26	真ん中から下ですけども、
1:53:28	女川につきましては、
1:53:30	3系統目の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:33	その場生食税。
1:53:35	3 系統目の想定外の枯渇等によらず、
1:53:39	可搬型の直流電源設備を、
1:53:42	による給電を行うというので、
1:53:48	通常のですね、通常といいますか、1 系統目に、A2Bが
1:53:55	使えない状態で、もうすでに可搬型というのは準備するということ とでちょっといろんなタイミングが違うというところがあります。
1:54:03	あとは、ここに記載いたしました通り、
1:54:08	3 系統目の、
1:54:09	単独で、
1:54:11	場所を設けてますので、その違いということで記載をしている ところの差異になります。
1:54:19	こちらについても、以上になります。
1:54:23	まして江藤 59 番でございます。
1:54:26	59 番は、
1:54:28	資料の反映というところは、
1:54:30	ございませんが、
1:54:31	所内直流、常設の直流電源設備 3 系統目の用語の使い分けでござ います。
1:54:39	それは、充電器の位置付けを含めてということですが、充電器と 他のところでも記載が、
1:54:44	してございますけれども、3 系統目の中には、確かに充電器ってい うのは、
1:54:52	フクマアノ大きく含まれることになりますけれども、3 系統目という 記載は、1. 14 の方で、
1:55:00	記載を飛ばしてしまして、そちらで整理していると、いうふうに 資料の中では書いている。
1:55:06	具体的な資料ですけれども、
1:55:13	3-2 の資料、ちょっと厚いまとめ資料になりますが、
1:55:18	3-2 の資料の、
1:55:22	1 例で、1.4。
1:55:26	1.4-52 ページを、
1:55:28	お願いします。
1:55:35	1.4-52 ページでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:39	こちらに、
1:55:43	1. 2—52 ページ。
1:55:47	そして 4 です。
1:55:58	それでした。
1:56:06	1. 14 以外のところではですね、今ほど申しましたこの所内常設直 流電源設備 3 系統目という記載が
1:56:15	ありまして、
1:56:16	それについては、1. 14 の電源確保の手順って、
1:56:21	整理、整理するというところで※書きがもともとついてございま す。
1:56:25	ですので 1. 14 の方で、
1:56:28	この
1:56:29	設備については整理されています。
1:56:31	1. 14 の資料の記載を、
1:56:35	ご説明しますが、
1:56:46	1. 14 の、
1:56:48	59 ページをお願いいたします。
1:57:01	14—59 ページです。
1:57:04	青くですね
1:57:06	記載してございますが、3 系統目による給電についての対処設備に ついては、
1:57:10	3 系統目という記載ではなくて、電源設備では、もう少し詳しく書 いてございまして、この中で、
1:57:17	大体蓄電施設とか電動という、いうところを書いてございませ すが、充電器はここでは記載していないということで、整理をして ございます。
1:57:29	59 番については以上で、
1:57:34	最後ですが 61 番のコメントになります。
1:57:43	こちらは、
1:57:48	大津 D S — 3 — 4 の比較表になりますけども、
1:57:53	3 — 4 の、
1:57:54	63 ページをお願いできませんでしょうか。
1:58:15	3 — 4 の 63 ページでございます。
1:58:20	こちらはですねもともと主修正記録してございますが、
1:58:25	第 3 電源における充電器の位置付けを踏まえて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:30	可搬型の代替直流電源設備からの、
1:58:34	給電手順と、差異理由を整理することということでしたけれども、
1:58:41	第3電源の充電器、
1:58:43	第3電源のバッテリーを使用していた場合は、可搬型も第3電源からの充電器から受電するということでもともと記載していましたが、
1:58:54	自主の設備であるということ、
1:58:57	明確にさせていただきますのでその第3電源ではなくて、
1:59:00	2系統がですね、250Vの充電器が第3ではなくて、そちらの給電に切り替えると。
1:59:08	いうところで、記載のほうを見直してございます。
1:59:12	はい。このように手順を変更してございます。
1:59:17	運用分のご説明は以上になります。
1:59:22	はい。
1:59:23	規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。
1:59:27	では運用について、確認事項ある方いらっしゃいますか。
1:59:51	すいません。規制庁の天田ですけど。
1:59:55	フロー、
1:59:58	この20、
2:00:00	ページ21ページの、
2:00:03	フローで先行のフローを、
2:00:06	参考に、少し見直していただいたということなんですけど。
2:00:11	見直し後も、先行のフローと若干違うように見えますと、で、
2:00:17	実質、先行と変更はないのかどうかというのを、
2:00:22	ちょっと詳細見切れてないので、
2:00:25	説明いただきたいんですけども。
2:00:29	等
2:00:31	長野場合は125Vと250Vで、
2:00:35	間違い、
2:00:37	設備構成の違いはあった上で、
2:00:42	あれですかね、手順として、
2:00:44	手順とか手順着手の判断基準として、まず、
2:00:48	先行とちょっと、
2:00:50	書いてるようなところとか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:52	極東特徴的なところがあるのかないのか、説明をお願いします
2:00:58	東北電力の飯塚です。
2:01:01	先行と、
2:01:03	相違点という提示フローの相違点ですけども、
2:01:07	医師系統名義系統目3系統目のアノ順で、蓄電池を使っていくということにつきましては、先行と差異はございません。
2:01:16	このフローで、まず、先行と1ヶ所相違点がございますところは、
2:01:23	一番最初のフローでですね、
2:01:26	外部電源及び非常ディーゼル発電機故障が発生して、
2:01:30	ミイ江木Bがから自動的にですね、ぼ受電しているかというところの仕事があるんですけども、
2:01:37	ここで、
2:01:38	2Dから事前ができないと。
2:01:42	というような医師系存目ですね、こちらからの受電ができない時点で、もう右側の方がフローがありまして、
2:01:48	電源車、可搬の準備を名和でもう始めていくというところが
2:01:54	浅いということになってございまして先ほどの企画書の方でもご説明させていただいたこととなります。その他は大きな差異はございません。以上です。
2:02:05	規制庁の天田です。あれですね、可搬、20ページがですかね最初の、
2:02:12	C型のところでN〇に行った時に、
2:02:15	125V代替蓄電池による給電。
2:02:19	とあわせて、同時並行で電源車による、
2:02:22	対応も、同時並行で走りますというところが、
2:02:27	柏崎と違うとそういう御説明ですよ。はい、おっしゃる通りです。
2:02:31	わかりました。で、
2:02:32	今回
2:02:35	250Vも同じなんですけど
2:02:37	20ページでいうと125Vのその1.14の手順に反映というところの、
2:02:43	志賀他の記載ぶりもですねちょっと、
2:02:46	微妙に柏崎と違う、柏崎刈羽と違ってて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:51	柏瀬苅谷の場合はちょっと最新版かどうかわかんないんですけど、会合の資料では、
2:02:57	給電可能かイエスで、
2:03:00	そこに※を打って、
2:03:04	蓄電池の電圧が、放電電圧の最低値を下回る可能性がある場合には、継続時間によらず蓄電池を切り替えると。
2:03:12	いう記載になっているのに対して、
2:03:15	給電可能かイエスアノっていうのも、
2:03:19	ちょっと表現違ったりですね、継続時間によらずっていうのもちょっと表現が違ったりっていうことで、
2:03:26	このあたりはあれですか。
2:03:29	どういう、
2:03:32	どういう説明になるんでしょうか。
2:03:40	東北電力の飯塚です。
2:03:44	給電可能か、イエス、ノーというところが柏崎さんの方に記載があるということ。
2:03:51	で、
2:03:51	けれども、
2:03:54	実際という、本質といいますか
2:03:57	ここで言いたいところは、2系統目が使えなくなった場合に3系統目にするというところを表現したいというところでございます、
2:04:08	今、オガワでは125V代替蓄電池の放電電圧が最低値を下回る可能性があるかというところは、
2:04:15	手順の着手判断のところを、
2:04:19	私たちの手順から持ってきてですね、記載をしているところでありまして、
2:04:24	その判断基準については
2:04:26	先行とも
2:04:28	大きな差異はないというふうに考えてございます。
2:04:31	はい、以上になります。
2:04:34	規制庁の天田です。ちょっと確認したいのは今、大きな差異はないということで、2系統目が使えない場合第3、
2:04:42	系統目の電源の手順に着手しますっていうのは、それはほぼ同じだと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:48	ということなんですけど、ちょっとこちらで確認したいのは
2:04:52	細かい違いがあって、その理由がちょっと明確になっていない とと思ってまして。
2:04:59	そのあたりはあれですか、比較表の、
2:05:02	細粒なり何なりで、
2:05:05	理由はわかるようになってるんでしょうか。
2:05:11	東北電力の飯塚です。
2:05:13	現状そういうところの差異理由はですね記載してございません。
2:05:20	ですので、
2:05:21	このフロー図の柏崎との違いについてですね、もうちょっと確認 の上、
2:05:27	比較表の方に、
2:05:30	書きたいというふうに考えます。
2:05:32	以上です。
2:05:33	はい。規制庁の天田です。基本、大きくは変わらないけど、細か いところで表現の違いがあり、
2:05:42	そこノース差異理由が、比較表に、
2:05:46	比較表の差異理由で明確になっていないので記載を充実してい ただくというのがわかりました。
2:05:51	その上で下、今時点であれですか、口頭で細かい採用して、
2:05:58	差異となっている。
2:06:00	考え方っていうんですかね。
2:06:02	何かなぜこういうふうにしてるのかっていう理由を口頭で教えて いただきたいんですけど。
2:06:17	東北電力の首藤です。今の飯塚の回答に少し補足させていただきます ますと、もともとご質問いただいた柏崎さんで出されている申請 概要のパワーポイントですと、
2:06:31	今当社で出してる 20 ページと少し違っているのは、
2:06:35	第 3 停止、3 系統目による使用が可能かっていう判断フローも含め て、赤枠に入っていると、というようなところを例えば違っている というご指摘も含めてご質問いただいたんだと思っています。
2:06:47	そこについては柏崎さんの
2:06:50	パワーポイント資料ですと、例えばアノ a n 用の 125 V 蓄電池の電 圧が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:57	採血した可能性ある場合はその経過時間等によらず、切り換えを やりますよっていうところを、例えば書いていったりしますの で、ここの部分について考え方は一緒なんですけれども、フロー チャートの見せ方というか、
2:07:08	記載上さが出ているところでありますので、その部分を再確認し た上で、記載の適正化というか、修正合わせられるところは合わ せるということで、適正化したいというふうに思います。以上で す。
2:07:20	はい。規制庁の天田です。わかりました。
2:07:25	ちなみに比較表の方では、
2:07:30	あれですかね。
2:07:32	ちょっと具体的な、
2:07:35	比較表の方で、つまり、申請書の本文、
2:07:41	本文 15 或いは添付 10、
2:07:43	申請書に相当するところの記載ベースで、
2:07:50	細かいところも含めて、差異があれば、その際の内容と、
2:07:54	差異の理由を説明していただけますか。
2:08:08	はい。東北電力の飯塚です。
2:08:12	申請書としましては、今の
2:08:15	フローをノモトになるものは、運用の中でですね。
2:08:23	運用の中の、手順のフローといいますかそちらを
2:08:28	まとめ資料の中で記載してございましてその部分には添 10 の追 補という形で掲載されることになります。
2:08:35	こちらの差異ということでございますけども、先ほど、
2:08:41	申し訳ありません、ご説明した通り、
2:08:44	大まかな流れとしては、1 系統認め 3 系統目というところ先ほどご 理解いただいたということではございますが、ちょっと詳細の
2:08:52	さらなる詳細の違いというところについては、差異理由を書く中 を次回させていただければと思います。
2:08:59	以上です。
2:09:00	はい。若井。規制庁の天田ですわかりましたちょっと今日の段階 では多分、口頭でも、
2:09:06	説明が
2:09:09	までできないってことだと思うんで一応私の方で気づいた範囲で ちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:13	差異と思われるところをちょっと
2:09:17	ちょっと共有しておきたいんですけど例えば、
2:09:22	I I D S - 3 - 3 の、
2:09:25	これ、本文の比較表ですけども、
2:09:30	11 ページですか。
2:09:33	で、
2:09:34	これ前回もちょっと確認させていただいて赤枠のところの議論になったので、これはおそらくその第3、
2:09:42	系統目の電源が使えない部分のさらなる、
2:09:46	可搬の対応ということで、
2:09:48	そこにも多分差異があるってことだと思うんですけど。
2:09:52	まずは、第3系統目の電源の着手判断基準というところがそこに差異があるかどうかというのがまず一義的にあって、
2:10:02	それは柏崎刈羽と比べると、細かいところでいうと多分、柏崎は、
2:10:08	またはでつないでるのを、女川では、及びでつないでるという差異があったり、
2:10:14	あとはその赤枠で、
2:10:16	困っているところ、ここは、
2:10:18	柏崎と比べると、
2:10:22	永久給電ができないことに加えてもう一つ所条件を加えて、
2:10:27	放電電圧の最低値を下回る。
2:10:30	可能性がある場合はということで、ちょっと
2:10:33	ここに設備構成等の違いがある。
2:10:37	何らかの理由があるのであれば、ちょっとわかるようにしていただきたいと。
2:10:42	それと、あとは、
2:10:46	あとはより細かく言うとあれですか。
2:10:51	50、あ、すみません。
2:10:55	3-4-59 ページあたりです。
2:11:00	58 ページから c ポツということで第3系統の、
2:11:04	手順になってると思うんですけど、
2:11:08	両括弧 A の 59 ページの両括弧への手順着手の判断基準、ここは、
2:11:14	設計の相違ということでまず 125 と 250。
2:11:19	分けてるというのは理解をしますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:21	その上で
2:11:23	上の記載表現の相違と書いてあるところも、
2:11:28	タイトルをつけるのは確かに記載表現の相違なんですけれども、
2:11:33	その実際の手順着手の判断基準の記載が、
2:11:36	ちょっと柏崎と違っているように見えてこれは記載表現の相違というよりは、
2:11:41	実際の着手判断基準が違うというふうにも見えますので、
2:11:45	今言ったようなところも含めてちょっと
2:11:49	明確になってないところは、明確化していただくようお願いしたいんですけどいかがでしょうか。
2:11:56	江藤東北電力の飯塚です。
2:11:58	今おっしゃられたような観点のところはまだ明確になってございませんので、記載を確認します。以上です。
2:12:06	規制庁の浜です。私からは以上です。
2:12:13	はい。規制庁大塚です。ほか、確認事項、よろしいでしょうか。
2:12:19	はい。よろしければ第3電源のほうはこれで終了したいと思います。
2:12:23	続いて固化材変更等の方に入りたいと思います。まず、事業者の方から、
2:12:29	ご説明をお願いします。
2:13:33	東北電力の湯浅です。
2:13:38	阿藤クリニックの湯浅です。
2:13:40	はい。それでは便益別処理系、固化装置の家財変更等に関しまして、指摘事項に対する回答整理表に従いまして、ご説明させていただきます。
2:13:50	若干資料、こちらのご回答の順番の前がリスト上で、ちょっと前後する部分もあるんですけどもちょっとご容赦。
2:13:57	なければと思い。
2:14:00	はい。
2:14:02	まずはですね、回答整理表の、
2:14:05	へえ。
2:14:06	No.、64 ですね、をご覧ください。
2:14:12	こちらにつきましては、資料、大津DSの1-3の3ページ目、
2:14:17	こちらに反映しておりますのでこちらをご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:21	今回は変更内容は三つありますけれども、そのうちの③につきましては、
2:14:27	これまで増加で沈降分離槽の固化処理プロセスの削除という形で表現しておりました。
2:14:34	こちらにつきましては寄居ですね処理系としての変更内容を明確に記載する観点から、
2:14:40	先行例である柏崎刈羽の記載等も参照しまして、ろ過脱塩装置から発生する使用済み樹脂及びろ過装置から発生する廃スラッジの固化処理の取り止めという表現に見直し、
2:14:55	こちらは以上です。
2:14:58	はい。次に、回答整理表ですけれども順番が戻って恐縮ですけれども、回答整理表のNo.62。
2:15:09	こちらにつきましては、資料につきましては1ページめくっていただきまして大津Ds1-3の4ページ目をご覧ください。
2:15:20	はい。申請その変更理由、
2:15:23	けれども、こちらの考え方自体につきましては申請当初から変わっておりませんので、
2:15:29	こちらの4ページ目はですね、この前のページと重複しております。考え方に関する記載を削除いたしまして、
2:15:37	申請書の変更理由の補正案の宮野小清水という形に資料を適正化して、
2:15:42	こちら以上
2:15:45	はい。続きまして回答整理表のNo.63番。
2:15:49	をご覧ください。
2:15:51	はい。あわせて二つ下のNo.65につきましても一種の回答になりますのであわせてご回答
2:16:01	こちらにつきましては資料は、同じく大津DF1-3の4ページ目ですけれども、
2:16:06	先行例である柏崎刈羽の変更理由の記載も参照しまして、変更理由のご提案。
2:16:15	代を設定いたしました。
2:16:17	表の2の一井ですけれども、
2:16:20	その右側ですけれども、前回お示した補正案ですと、冒頭にこちらの号炉のという記載があったんですけれども、
2:16:28	こちらはちょっと削除。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:29	いったことと、あと、先ほど、
2:16:32	いただきました変更理由の、
2:16:33	記載の適正化。
2:16:35	こちらを反映しまして、
2:16:37	こちらの、
2:16:39	記載しましたように、答えは処理系固化装置の固化材をプラスチックから攻めて、
2:16:44	もし、
2:16:45	ろ過脱塩装置から発生する使用済み樹脂及びE L O C A装置から発生する廃フナツの固化処理を取り止める。
2:16:51	またコガ装置について1号炉との共有を取り上げ、
2:16:55	という形に、
2:16:57	説明をいたしました。
2:17:01	それにつきましては、
2:17:06	続きまして、回答整理表1ページ。
2:17:09	うん。
2:17:14	回答整理表のナンバー66と67、こちらになります。
2:17:20	こちらにつきましては、資料はちょっと別資料になりますけれども、
2:17:24	瀬尾大津D S 4-2
2:17:27	の、
2:17:28	1ページ目ですね、ページ番号1ページ目を
2:17:35	はい。
2:17:38	こちらの大津D S 1-2 ドイ、
2:17:40	s t a g eの1ポツの上から4段落目になる
2:17:46	原子炉浄化系及び燃料プール冷却浄化系のローカル線装置から発生する樹脂並びに、
2:17:53	ちょっと確認すんですけどろ過装置から発生する廃スラッジ、
2:17:57	について、以降はですけれども、
2:18:00	現現行の運用としまして、浄化系、人工物を今貯蔵するか、または固化する。
2:18:07	種類のそれ方法があるんですけれども、
2:18:11	固化処理の方は取り上げて貯蔵のみにする。
2:18:15	というように、その変更前後のですね、内容がわかるように記載を適正化して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:23	また、前回の資料でお示ししていた資料では当面は増額沈降ビジネスに貯蔵するという記載にしていたんですけども、
2:18:31	当面はという記載はパックとしても説明上支障ございませんので、
2:18:36	内容を削除して、
2:18:41	67 番の回答
2:18:46	またこちらの文末の方にですね今後の処理設備の設置方針についてわかるように、こちらに記載を、
2:18:52	追記しております。
2:18:57	回答整理表 66 と 67 についてのご回答は以上に、
2:19:03	いきます。
2:19:08	回答整理表の 6、No.68 になります。
2:19:13	こちらにつきましては、大津 D s の 4-3 ですね。
2:19:17	こちらに補足説明を追記しておりますので、
2:19:21	4-3 の 8 ページ目をご覧ください。
2:19:27	はい。
2:19:28	こちらですね、
2:19:30	今赤い吹き出しで進めしている、変更カセへ変更理由、浅利れる。
2:19:35	アカセに、
2:19:36	シマニワ長可決、
2:19:38	原子炉浄化系に色が多選装置と L O C A 仇雰囲気があれば、
2:19:43	おんなガーの原子炉冷却材浄化といえはろ過脱塩装置のみという形で記載しておりましたけれどもこちらの内容です。
2:19:50	その中で、
2:19:54	こちらのフクダ C にはですね、女川に口頭シマで 2 号の系統構成を図示しております。
2:20:01	まず、図の中で緑色の部分ですけども、
2:20:04	こちらにつきましてはですね、小中ワー 2 号のろ過脱塩器から発生する使用済み樹脂、
2:20:11	こちらは浄化系沈降分離槽に貯蔵いたしまして、図の下側ですけども、島根 2 号の 6 ダテ装置から発生するフィルタースラッチにつきましては、
2:20:21	スラッジ貯蔵タンクに貯蔵いたします。こちらの名称の違いのみで、実質的なには東洋の構成となる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:31	梶井の部分ですけれども、
2:20:34	つまり2号につきましては、原子炉冷却材浄化系には女川にはない脱塩器が設置されておりますので、こちらから発生する樹脂、
2:20:43	つきまして、
2:20:44	女子貯蔵タンクにちょっと置いて、
2:20:48	また女川2号ですとろ過装置から発生します廃スラッジにつきましても浄化系竣工文章に貯蔵することになっており、
2:20:58	これらの設定
2:20:59	日々構成の採用この赤字で進めしている。
2:21:05	ところで同様の内容はですね、40
2:21:09	ありますので、それにも、
2:21:16	こちらは今回、
2:21:23	続きまして、会場整理表のナンバー69。
2:21:30	それと、
2:21:33	はい東北電力の大沢です。
2:21:36	ナンバー69ですけども設置許可基準のキタニの条文に関わる主語パーフォレートコメント受けております。
2:21:43	資料の方は、大津Dsの4-3、資格書の方ご覧ください。これが12ページになり、
2:21:57	これ比較表の構成としましては左が島根2号になってますので今回出席受けています東海第2の状況に関してちょっと口頭で補足しながら説明させていただきます。
2:22:09	江藤。まず4条に関しましては、結果として他社の状況を踏まえまして変更箇所、主語の記載の変更はございません。
2:22:18	ここ、第4条に関しましては、耐震重要度に応じまして、適合性を示すというふうに考えておりますので、女川2号における耐震重要度分類の
2:22:28	Aクラスとしましては明確にABまたはCというのが
2:22:33	書かれておりますので、シンボとしましてはセメント固化装置はと。
2:22:37	今回申請する設備に対して、適合性を示すというような記載。
2:22:43	で、先ほど申し上げましたコードの補足ですけども、東海第2におきましては、もう同じようにこれらの圧縮減容装置というのを申請しておりますが、
2:22:54	それに対して、主語の記載としては、これはそのまま、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:01	耐震重要度分類が私の重要度分類のクラスに応じた記載になって おりまして、
2:23:06	へえ。
2:23:07	罰する原因は、
2:23:09	圧縮減容装置はと。
2:23:11	ということで、オカ系全体を含むような記載ではなくて、
2:23:14	ここの設備に対して説明するということに確認しております。
2:23:21	続いてページ飛びまして、
2:23:24	17 ページ、8 条火災に関してです。
2:23:29	火災の損傷の防止に関しましては、適合性を説明すべき説明とし まして安全機能を有する構築に対し、構築物系統に対して、
2:23:38	守るべき設備だったりっていうのを議論するということになって おりまして、本体先生の方でもそのような説明をさせていただ いております。
2:23:48	ここで、資料ちょっと飛んでしまって恐縮なんですけれども、
2:23:51	衛藤。
2:23:52	大津 B S。
2:23:54	の衛藤。
2:24:01	大津 D S 4-1。
2:24:04	これの
2:24:07	27 ページをご覧ください。
2:24:14	ここに表、第 1.3-2 表、これ M S P S とかの重要度分類の表、及 びシモノを記載しております。
2:24:24	これ、ご覧なりながら説明いただいたのは、説明した方がちょっ とわかりやすいと思いますので、先にこちら説明し、
2:24:31	今回申請しますセメント固化装置、どこに分類されますかと言 いますと、P S 3 の一番下ですね (3) 放射性物質の貯蔵機能を有す ると。
2:24:41	ということになっております。瀬尾名和に 5 の、具体的な設備とし まして、
2:24:45	これが一番右の欄ですけども、
2:24:48	下から 3 行目ですが、固体廃棄物処理系の括弧の中に、
2:24:55	セメント固化キクカワ装置というふうに記載してございます。
2:24:59	これは従前の
2:25:00	すでに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:02	人がいただいている。
2:25:04	記載のところがプラン、プラスチック固化設備、
2:25:07	トラック、プラスチック固化設備側とセメント固化設備になった ような変更をさせていただきます。
2:25:13	従いまして、セメント固化装置、
2:25:16	令和、この装置設備自体にそのままP S3、
2:25:20	イノウエの機能を有するというような整理が明確にされて、
2:25:25	はい。
2:25:27	また戻りますけども、O T4の比較というのかその部分ですが、
2:25:32	この火災に関しては先ほど申し上げた通り安全機能を有する系統 構築物に対して江藤丸エクセディ、
2:25:41	東映訓練しますので、
2:25:44	第8条に関しましての適合で説明する主語に関しては、
2:25:49	安全機能にひもづけて説明するという観点から、
2:25:53	こちら、
2:25:54	もともと整理していた、PMS等の整理表に準じて、
2:26:00	シモノ法セメント効果装置がコガ式コガ装置は、
2:26:04	ということでこちら変更、もともと記載してたところ変更。
2:26:07	ございません。
2:26:09	一方こちらの東海2号の状況ですけども、こちらは安全機能に対 しての紐付けという観点で、
2:26:16	先ほど、
2:26:19	説明しましては、安全機能の重要度分類表ですけども、
2:26:22	ちょっとトーカイの資料ご用意してないのであれなんですけど も、
2:26:26	順次説明しますと、同じように、東海の圧縮減容装置について も、
2:26:32	おそらくこの(3)の放射性物質の貯蔵機能、
2:26:36	2分にされるであろうというところで、
2:26:38	答える処理系の記載が同じように記載あるんですけども、
2:26:41	明確に設備として、圧縮減容装置が
2:26:46	明記されてるわけではないというような状況が確認されていま す。
2:26:50	で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:52	協会の資料見ますと、結果として、安全機能にひもづけて説明するものっていうものを、
2:26:59	先ほどここに圧縮減容装置、イセないと申し上げましたがそういうものに対しては、
2:27:04	あえて、この個体配布で処理系も付けて、
2:27:08	記載してということがわかっております。
2:27:10	なので、
2:27:11	東海の場合は圧縮減容装置を含む答え配布処理系と、
2:27:16	というような使い分けをしてるということも、
2:27:19	今、
2:27:21	女川2号の場合は、これが明確に決めて固化装置ということで、S&Pの
2:27:27	区分けできておりますのでシンボの方を、
2:27:29	ベースメント効果装置はということ。
2:27:35	この17ページの黄色ハッチングする部分ちょっと
2:27:38	この場でちょっとお詫びと訂正させていただきますけども、電気系統についてはっていうところにつくように黄色ハッチされてますけど、ちょっとここの位置が、
2:27:46	間違いでして下のパラグラフの、
2:27:49	落第や地震により火災が発生する可能性をっていう、
2:27:53	こちらの前につくような形んことになります。そこ、広義です。
2:28:02	ここは主語の明確化という観点のご指摘を受けておりますので、
2:28:06	地震や紙、
2:28:09	落第や地震によりっていうような記載に対して明確な四、五、
2:28:12	持ってるということで
2:28:14	設計しております。
2:28:18	続いて9条ですけども、ページの方を打って20ページになります。
2:28:25	溢水に関しては、9条の溢水に関しましては先ほどは通常と同じように、
2:28:30	重要度分類に応じまして、
2:28:34	区分けした。
2:28:35	P S M Sとの分類に応じた、
2:28:38	本対象の選定をしておりますので、安全機能にひもづけて説明する時間という観点から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:46	私はセメント。
2:28:49	もともと、ここ黄色発見しておりますけども、イセに関しては、主語が非常に不明確だということもございましたので、ここで通じて、
2:28:57	税法の適正化しており、
2:29:00	合わせて江藤セメント固化装置はということで注目書いているんですけども、
2:29:06	この装置自体は、溢水の防護対象施設ではないというような整理をしておりますので、
2:29:11	仮に、その設備が発生したとしても他の安全施設に影響を及ぼさないようにと。
2:29:16	というような、接種で規制の方、生かしております。
2:29:22	続いて 21 ページ、10 条の誤操作防止に係る
2:29:27	こちらの方は特段安全機能に
2:29:31	すいません、先ほどの苦情に関しては、東海の状況をご説明しますとこちら安全施設、
2:29:38	安全機能に留意して続けて説明しないといけないというような整理をされているということなので、
2:29:44	東海に関しましては、コマ圧縮減容装置を含む、
2:29:49	県抗体廃棄物処理系用の機械、
2:29:55	21 ページの 10 条、誤操作防止ですけども、こちらは防火装置に関しまして、ああいうところは操作に関する、
2:30:03	適合性ということで安全機能を直接紐づけて、説明するようなことではないというような、
2:30:12	従いましてこちらは特段、安全機能とか、耐震とかそういうかわらず、クボとしてセメント固化装置、
2:30:18	全般的方って数字として記載させていただいて、
2:30:23	東海大に関しましても、同じように、こちらは単純に圧縮減容装置はというような
2:30:31	使い分けをしてる。
2:30:34	続いてページ飛びまして、衛藤 12 条 25 ページです。
2:30:40	25 ページ 12 条は安全施設、先ほどの P S M S 等のその重要度の
2:30:46	分類、それをそのままこの順序でから、
2:30:49	整理するものですので、こちらは安全機能を紐付けて説明するという観点から、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:54	セメント固化装置はコガ式コガ装置だというような四、五、こちら本村の規制と変更はなく、
2:31:01	きちっと、
2:31:06	続いてページ、
2:31:07	飛びまして、
2:31:09	35 ページ。
2:31:12	27 条以降ですね、ここから説明、変わります。
2:31:18	はい。説明かわります。衛藤。
2:31:21	27 条の主語ですけれども、こちら先ほど
2:31:25	こちらからご説明しましたように、この 27 条につきましては、安全機能に基づい
2:31:32	て基本定めるもの
2:31:34	S5 はですね処理系全体としては、
2:31:38	変更対象である装置で、
2:31:41	しております。
2:31:42	まして、フェーズとしましては、
2:31:44	30、
2:31:47	6 ページから 37 ページにかけてですけれども、
2:31:51	これらの素子につきましては装置や配管ということで系統全体との仕事としては、
2:32:00	ページめくっていただきまして、38 ページですね、28 条ですけれども、こちらちょっとまた、
2:32:07	いたしますのでちょっと、
2:32:10	その次 39 ページですけれども、第 30 条です。
2:32:14	こちら安全機能にも、
2:32:18	すぐはですねセメント固化装置ということで装置を主語で記載しております。
2:32:27	はい。はい。
2:32:28	昆に関するご説明は以上となり、
2:32:39	70 番。
2:32:42	こちらにつきましては資料 4-3 の、ちょっとフェーズ、
2:32:48	36 ページ目と 37 ページ目で、
2:32:51	こちらをご覧ください、
2:32:55	はい。27 条の第 1 項第 2 号につきましては、液体ず、地上の放射線 I T 部の漏えい防止に関する

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:05	車条文ですけれども、
2:33:07	これまでもご説明させていただきましたようにですね、固化装置や、あとは移送配管類ですね、につきましては、液体状の放射性廃棄物のページであります。
2:33:19	液体にスラッチ等の答えが混入している状態のもの。
2:33:23	こちらのものを取り扱いますことから、
2:33:26	固化装置と移送配管、それぞれに関して設計方針をお示ししており、
2:33:32	はい。ですので、36 ページから 37 ページにかけては、固化装置の設計方針を示しておりますして、37 ページの中段になります。
2:33:43	もう、
2:33:44	これにつきましては今回撤去する移送配管類の設計をしを示しておりますけれども、
2:33:49	これまた、
2:33:50	できますよね。並列でといたしますか、程度感を、
2:33:54	あわせて記載します観点から、もともと移送配管類の用紙の冒頭に接しておりましたなお書きを削除することで記載の適正化を
2:34:06	こちらのご説明は以上です。
2:34:11	続きまして、ページめくっていただきましてちょっとまた順番前後して恐縮なんですけれども、該当性表の 72 番、
2:34:19	ご覧ください。
2:34:21	こちらにつきましては、大津 D S 4-3 のページめくっていただきまして 38 ページ目です。
2:34:28	はい。
2:34:31	今回ですねちょっと改めて、設計方針としておすすめすべき内容はフェリー
2:34:36	します。
2:34:38	記載内容の見直しを図っております。
2:34:40	御説明の考え方をご説明させていただきます。
2:34:44	今回の変更に伴い、変更申請に伴いまして、コサク廃棄物の貯蔵施設の位置付けやその設計自体には、変わるものではないんですけれども、
2:34:57	今回固化材を変更しますので、それに伴いましてドラム缶への廃棄物の、
2:35:03	変わりますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:04	結果としてドラム缶の発生量は増加いたします。
2:35:08	また今回、使用済み樹脂、
2:35:10	粉末樹脂等につきましては固化処理を取り上げて浄化系近郊分等への貯蔵のみという、
2:35:19	従いますって今回の変更に伴いまして
2:35:22	ドラム缶を貯蔵かつ
2:35:24	ワタヒキ
2:35:25	と。
2:35:26	技術等を貯蔵します。増加系沈降分離槽の貯蔵容量
2:35:30	に関連しますことから、
2:35:33	これらのツールに関しましては十分な貯蔵容量
2:35:37	が担保することで、
2:35:38	行政として、
2:35:40	お示しする必要があるそうかな。
2:35:44	今回、その変更による影響を確認しましたところ、固体廃棄物を首長や浄化系振興分につきましては、
2:35:51	既許可の貯蔵容量で十分、ちょっと、
2:35:55	またちょっと保管、
2:35:57	可能でありますことから、
2:35:59	トダテ自体の設計を変更するものではないんですけれども改めてですね、
2:36:04	投資を進めさせていただいた。
2:36:07	この考え方につきましては先行例であるつまり2号と、
2:36:13	したがいまして結果としましては復旧方針の記載としましては、
2:36:17	増加健康分離層や、
2:36:22	変わるよね。
2:36:23	記載を残しまして、基本的には既許可の設計方針の記載を踏襲した。
2:36:33	こちらに関しましてはご説明は以上。
2:36:37	回答整理表一つ戻りまして、ナンバー71 番になります。
2:36:43	こちらにつきましては資料、大津DSの4-2、
2:36:46	はい。
2:36:48	次4ノロ、一番後ろのページにですね、添付6ということで説明資料を追加しておりますので、こちらをご覧、
2:36:58	放射性物質のタンス防水対策について、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:01	ご説明いたしたものを。
2:37:04	まず1ポツということで設計方針としましては、セメントトガサキ固化装置は処理過程において補正分の散逸等の防止を考慮した設計といたします
2:37:15	ということで2ポツ目で具体的な設計について、
2:37:22	谷アノがある。
2:37:25	もう、セメント固化装置につきましては飛散防止フード安プラスガードというものを位置づける予定になって、
2:37:34	イメージのまず左側になりますけれども、
2:37:38	こちらの脱水後の樹脂、
2:37:40	に関しましては、使用済み樹脂、受け入れホッパーで、こちらに計量しましてドラム缶に投入するんですけれども、ドラム缶に投入する際につきましてはですね、ドラム缶とか
2:37:50	帽子フードを発行接続することによりまして、
2:37:54	ドラム缶からの飛散や散逸防止、
2:37:59	イメージ図で、右側ですけれども、
2:38:02	少廃液や、あとは、樹脂を交換する時の、
2:38:07	また固化材、セメント
2:38:09	と、
2:38:11	ましては、コンテンツ、
2:38:13	対してドラム缶に投入する設計としておりますけれども、
2:38:16	その際にはですね、ドラム缶とこのノガードを、密着、
2:38:20	によりまして、ドラム缶からの廃棄物の飛散や、
2:38:25	保護するといった
2:38:28	こちらについてご説明、以上です。
2:38:32	最後になりますけれども回答整理表のNo.73番、
2:38:38	こちらはですねちょっと具体的な
2:38:40	先生活動
2:38:42	けれども、今回の大津D _s の1-3や4-3でアノの修正数を踏まえまして、
2:38:49	乙DSの4-2と4、
2:38:52	Dもついていた表現等の、
2:38:55	結果をまず、
2:38:58	はい。こちらからのご説明は以上となります。
2:39:04	はい。規制庁大塚ですご説明ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:07	はい。それでは確認に入ります。
2:39:12	コメントNo. で言うと 68 番のところなんですけども、ⅡDS4-3 の 48 ページをお願いします。
2:39:38	女川 2 号の黄色ハッチングの部分で、
2:39:42	黄色ハッチングの 2 行目で液体廃棄物処理系。
2:39:46	のろ過装置っていう記載があるんですが、
2:39:50	この赤い吹き出しの中を見ると、女川 2 号の、
2:39:53	ろ過装置のところの括弧書きのところ、
2:39:57	機器ドレン系ってあるんですが、
2:40:00	液体廃棄物処理系と機器ドレン系って同じ系統さしてるっていうことよろしいでしょうか。
2:40:07	東北電力の湯浅
2:40:10	こちらはですね、1 体廃棄物処理系。
2:40:14	と言いますとシード連携を含めて、よりちょっと広い
2:40:19	その中で具体的にこのろ過装置、
2:40:23	形なんで、
2:40:26	連系と
2:40:28	もうですので
2:40:30	ちょっと分想像はですね液体廃棄物処理系という形で広く変えて、
2:40:34	もう実際は
2:40:37	タカミチがある。
2:40:40	説明。
2:40:41	以上は、
2:41:14	規制庁大塚です。理解しました。
2:41:22	あとですね、パフォの方で、
2:41:44	4 ページのところ、補正案の、今回直していただいた記載のところ、
2:41:53	黄色ハッチングの 2 行目のところ、ろ過装置から発生する廃スラッジっていう記載があって、
2:42:00	このろ過装置っていうのは、
2:42:02	設備名を具体的に書いてるわけじゃなくて、複数のろ過装置が存在して、それを総称して書いてるってことよろしかったですか。
2:42:12	はい。東北電力の岩瀬

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:14	おっしゃる通りです。
2:42:17	よかった。
2:42:18	こちらは相双ステイロ過装置という形で表現しておりまして、設置許可申請書の本文でも
2:42:32	規制庁大塚です。
2:42:34	理解しました。私からは以上です。
2:42:44	規制庁田代ですちょっと
2:42:46	念のための確認なんですけれども、今回設備取り止めるにあたって、浄化系沈降分離槽って処理プロセスはなくなるっていう理解なんですけど。
2:42:58	ちょっと機能としては貯蔵だけになるっていうそういう理解でよろしいですか
2:43:05	はい。
2:43:07	オカベシンボ文章につきましては、肺機能としては
2:43:10	もともと貯蔵していたんですけれどもそこは変わらず、
2:43:14	機能が残るっていう
2:43:17	規制庁タシロですよ。理解しました。一応、そうなると、教えていただきたいんですけど、27条の処理する施設には、
2:43:25	当たらなくなるっていうことでしょうか。
2:43:32	東北電力の湯浅です。はい。おっしゃる通りですね、増加検診公文リスト自体は、
2:43:39	その他の層理ステップだとは考えては、
2:43:43	増加系進行分離槽からコガ装置へ、配管につきまして
2:43:51	増加系人口分率は、
2:43:54	粗度って、
2:43:57	ユキは変わらない。
2:44:03	増加設備につきましては、27条ではなくて28条に該当するものということで、
2:44:11	規制庁田代です。理解しました。ありがとうございます。私からは以上です。
2:44:18	他確認事項等ありますでしょうか。
2:44:22	規制庁の建部です。
2:44:25	配当整理表の71番に関連してなんですけれども、
2:44:28	今回再発防止対策という形で、細井天地資料の6、
2:44:34	まとめていただいておりますけど、ちょっと資料、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:44:37	資料4-2の、
2:44:40	えーとですね、11ページ見ていただくと変更前後で、
2:44:43	図があるのでこちらの方わかりやすい。
2:44:47	質問させていただき
2:44:50	よろしいですか
2:44:51	変更後については、その散逸防止対策として飛散防止フードがついてたりすばらしいがあります。
2:45:00	とかしているんですけども、変更前っていうのは、
2:45:03	こういったものは、つつ、
2:45:04	つけてなかったっていう。
2:45:08	そうだ、そうだった場合は散逸防止対策っていうのは、
2:45:11	変更前はどのようなふうな方策をとったのかというところを確認。
2:45:20	東北電力の湯浅です。はい。ご指摘いただきましたかそうですねですけども、何らかの細胞対策は図られていると思うんですけどもちょっと具体的にどういう変更前こういうふうになっていたかと。
2:45:31	タテにタテで、
2:45:32	ご回答させていただき、
2:45:34	規制庁のタテです。よろしくお願いします。あとは例えば
2:45:39	こういった混合機ですとか、
2:45:42	はい。
2:45:46	換気系で負圧にし、
2:45:48	サイトウ支店だったら、そのそこら辺、
2:45:53	フィルターがついてるんであれば、
2:45:55	ウタは何か、家はどれくらいか。
2:45:58	ところが、
2:45:59	説明加えていただけたらと。
2:46:04	はい。特電力の岩佐です。はい、承知しました。
2:46:29	えっとですねまず4ページ、これちょっとね、少し、
2:46:34	しっかり考え方整理した方がいいかなと私もちょっと思っていて、
2:46:39	固化体の変更なんだけど、
2:46:43	設備変更しますよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:46:46	固化体の変更っていうと設備変わらなくて、プラスチックからセメントコガに移るように見えるんだけど、そうじゃないですよ ね。
2:46:54	実際は、
2:46:55	今ここで固化体の変更って言っちゃうと、要は、系統設備は変わらないんだけど、
2:47:02	材質、材質が入れる材料だけが変わるんですよっていうふうにと らえちゃうような気がするんですよ。
2:47:09	なので、例えばだけどこれは、
2:47:14	今回は、固体廃棄物処理系の設備としてセメント固化装置を設置 するだよ。
2:47:20	Dに合わせて、要はプラスチックオカ装置を廃止するっていうの を明確に書いておいた方がいいんじゃないかなと。
2:47:27	その上で、後で書いてる6月を6ハタセトが発生する使用済み樹 脂及びろ過装置から発生するアイザワちゅアノ。
2:47:36	取りとりやめるなり何なりっていう表現にしておかないと、少し ちょっと元の変更理由でさっき、ちょっとこの後の集合問題の話 と一緒に、
2:47:46	ここ、ここは固体廃棄物処理系の、何を、をえるのかっていう のを変更理由で明確にしとかないと、
2:47:54	いちいち説明が必要になってきて
2:47:58	中身と変更理由が合わなくなるので、そこは少し工夫された方が いいんじゃないでしょうかね。いいですかね。
2:48:06	東北電力の湯浅です。はい。そうですね。こちらにつき
2:48:10	市野柏崎の記載もちょっと参考にして書いたんですけども確か にちょっと実態がわかりづらい野瀬に上がっておりますのでそれ はちょっと実際の体験
2:48:20	はい。前半は以上で例えば、引き継ぎ、
2:48:27	規制庁のタテウチです。
2:48:29	回答整理表の69番アノシンボ問題のところですけども、
2:48:36	ちょっと先ほどミヤモトはちょっと議論があったかと思うんです けど、パワーポイントの、その4ページのところでちゃんとへ ん、変更の理由のところ、
2:48:45	まず先ほどの指摘のように、
2:48:51	今回、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:49:03	オカそ、
2:49:04	オカ装置、
2:49:05	ていうものが、固体廃棄物処理系に属してますってことをまずここで明確に、理事
2:49:12	で、
2:49:13	あとは、
2:49:14	個別の原発の
2:49:16	四、五、
2:49:18	ここで、
2:49:19	これきっちり入ってしまえば、
2:49:22	後段でもわかるじゃん。
2:49:25	という、趣旨なのかなと思う。
2:49:28	だから、実質的にその頭にと等には機能ベースで書いたり書かなかったりしてますけれども、
2:49:35	一方でこの女川の整理も、それはそれでもう、
2:49:39	間。
2:49:39	いえ。
2:49:41	内容としては実績差異はないっていう理解。
2:49:56	次のシミズ
2:49:59	大坂から説明があった通り、
2:50:03	等においては、機能別重要度分類のところで圧縮減容装置が明確化されてなかったので、
2:50:10	安全機能を論ずる場合の仕事、そうじゃないところの心を書き分けていたと。
2:50:17	女川2号炉の今回の場合については明確になっていたもので、引き上げる必要がないということで前段のところ、
2:50:25	抗体破棄物、
2:50:26	そしてコガ装置があるというふうに明確にすればですね。
2:50:29	同じなのかなという。
2:50:38	すいませんちょっとだけ、サトウですけど補足しておきますけど。
2:50:42	ご承知だとは思いますが東海第2は、圧縮権要素町荒谷
2:50:49	追加した。
2:50:51	ということで、重要度分類のPS3には、もともとその減容装置って圧縮減容装置で存在しなかった

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:51:00	なので、条文適合を示す上で、
2:51:05	どこの系統に属するのかっていうことを明確にした上で、整備する必要があったので、
2:51:15	固体廃棄物処理系。
2:51:18	含まれる系統ですと、圧縮減容装置はと。
2:51:23	いうことを明確にそういう書き方でやったと。なので、女川の場合も建部さん今おっしゃったように、
2:51:30	江藤心花
2:51:32	装置自体がですね、固体廃棄物処理系に属するものだっていうことを明確に宣言すれば、
2:51:39	基本的には東海第2と同じ。
2:51:43	表現、
2:51:44	記載方法でやれますよっていう、
2:51:49	そこはちょっと
2:51:52	生理学の話かなと思いますけども、先行とですねなるべく合わせた形で、
2:51:59	整理するっていう、
2:52:01	ことでですね少し考え、
2:52:05	整備し直してみます。はい。以上です。
2:52:16	規制庁ミヤグスアノおっしゃる通りでまず、先ほど、これって先ほど言って私からわざわざ言ったのは固化体だけの変更じゃないよねと。今までなかった設備が新しく設置されて古い設備を撤去しますよと。
2:52:30	いう話が含まれているので、変更の理由でまず明確に書いてくださいよと。
2:52:34	ここ一帯コガコウaと答える処理系の中の、セメント恒設っていうのがそこで明確になりますよって、そこは明確しましょうと。で、その上で先行と何が違うのかっていうところはやっぱりよく見てもらわなきゃいけないんだけど、
2:52:48	確かに私も先行の申請書がそれほどできがいいかというと、ちょっと微妙だなと思っていてちょっと私も認識はちょっと少し改めなきゃいけないかなと思ってはいるんですけど。
2:52:59	例えばですね、今回3条がありませんよねと。
2:53:03	三条適合の地盤がありませんよねと、先行の圧縮減容もありますよねと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:53:08	これはおっしゃる通り、プラスチックカーのところにそのままセメント固化をやるので入れないかなとは思っただけど新しく設備を作るんだから当然、
2:53:18	三条適合のところも、原子炉補助建屋の中に設置するなり何なりってというのが、やっぱり記載が必要じゃないのかなと、まず33条としてね。
2:53:29	それでそれぞれの三条四条五条六条、八条、九条十条それぞれやっぱりそこは圧縮減容とよく比較して見てもらいたいなと思っていて、
2:53:40	若干我々も書き過ぎかなと思うのは
2:53:46	種をお答え廃棄物処理系ってしてしまうとちょっと幅が広すぎる広まりすぎると、先ほど言ったように12条のところの固体処理処理系全部さしちゃう可能性もあるので、
2:53:56	それはちょっと、ように、申請内容とそごが出ちゃう可能性がありますよと。
2:54:00	なので、そこはちょっと注意が必要かなと思っていて私もそこは考えていて、言われてるように主語が
2:54:07	セメント効果で統一されるというのは、それなりに理由があるのかなと思います。で、その上で、今言ったように三条四条五条六条八条、
2:54:19	九条かな、今言ってる十条12条の書き方ちょっと工夫してもらいたいなと思っています。
2:54:25	12条だけはやっぱりどういうふうに整理したかっていう、安全機能の整理なので少し注意が必要かなと。
2:54:32	27条、
2:54:34	20、
2:54:37	29条も関係あるんだっけ、2829号でしたっけ、29条は、
2:54:43	工場周辺等から直接線の範囲のやつも、あれも変わるんじゃないかなかったですっけ。
2:54:50	29億あるんでしたっけ。ちょっと待つてね。
2:54:56	そこは変更ないんでしたっけスカイシャインのところとかあれはないんでしたっけ。
2:55:02	なんでなくてよかったのかっていうと、変わらないってことかな。
2:55:10	もともと通常時の直塚の評価の線源として見てない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:16	あとは、放射性従事者の防護で 30 条、
2:55:23	入ってましたっけ。
2:55:25	入ってます。
2:55:27	その辺はよくちょっと見てもらいたいなと思うのと、あとちょっと私気になったのが、
2:55:33	各条文、先行の圧縮減容なり、既許可の表現よく確認してもらいたいんだけど、八条のところ、
2:55:43	記載、これ 17 ページになるんだけど、
2:55:47	2、Ⅱ D S 4-3 の、
2:55:50	17 ページになるんだけど、
2:55:54	これ上の記載、セメント固化装置を火災により、
2:55:58	あそこの内容カセ防止工事ぽっとするっていう、この記載っていうのは既許可と同じでしたかねっていうだけで、
2:56:06	ちょっとねここ、
2:56:07	私も
2:56:11	これは重要な、実はポイントが若干抜けてるなと思っていて、
2:56:17	火災により発生火災より発電所減少施設安全性が損なわれない火災区域設定された、例えば原子炉補助建屋に設置するとともについていう、
2:56:29	のが、この章の、
2:56:31	上、説明のところに入れておかないと、どこに設置するかっていうのが、
2:56:37	この、例えば八条の記載だとわからないなと思っていて、で、
2:56:42	頭にの圧縮減容とかに関してはそこが明確に入っていますよと。
2:56:48	なるので、少し比較する対象が、島根を比較しちゃうとシマでは、これは
2:56:55	本体許可の中に全部入っちゃってるので、個別では書かんで書いてないんですよ。
2:57:01	そうすると、これは非あんまり比較にならないところが若干あって、その個別に出したところの申請書をよく見て欲しいなと思うんですけど、伊賀ですか。
2:57:10	すいません。遠くのサトウですけど、例えば、
2:57:15	三条の話ありましたけど、東海第 2 の圧縮減容って
2:57:21	原子炉建屋ではなくて、廃棄物Ⅱ系の建屋って別棟に入ってたと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:28	うちは原子炉建屋の検証等に入りますっていう話なので、
2:57:35	ごめんなさい不
2:57:38	附属棟に入るってことなので、既設建屋の中に入り込むということで、そこで三条の
2:57:44	扱いの差が出てるっていうことなんだろうなというふうに、ちょっと私としては見てました。で、今言ったような配置であるとか、季節、
2:57:57	を変更しイクノか新設なのかとか、
2:58:00	そういう違いによって、どの条文を見に行っ、どういう観点で確認する必要あるんですかっていう差は出てくるっていうことだと。
2:58:09	それはおっしゃる通りだなと思ってますで、今の島根としか比較してないですけどこれトーカーと、どういう状況なんですかっていうのを、ちょっと資料としてですね用意したいと思います。そうすると、
2:58:24	どこに違いがあるのかこういう差になるのかっていうのが、すごく見える化されるんだろうなと思うので、それちょっと次回、用意をしてですねそれをベースにしてちょっと違いを、同じところ、
2:58:37	そこをちょっと説明させていただければなと思います
2:58:43	はい。よろしくお願いします。今、今のポイントって結構重要でやっぱり個別の条文でそれもクラス3っていう、
2:58:53	比較的重要度の低いものを、
2:58:56	新規制基準以降で申請した場合に、この八条九条六条ってどう扱うかという結構我々も
2:59:04	なかなか苦しむところがあってですねどう表現するかっていうのが非常に難しいイイだからその、
2:59:11	本体許可だと、当然そこは安全機能じゃ原子炉の安全停止とか、放射性廃棄物の貯蔵なり、あとSFPの冷却機能に、
2:59:23	全く影響のないんだけど、条文上は安全施設はとか設計基準体制施設はっていう主語になってる以上は、申請対象になりますので、そうするとどういうふうなテンパチの記載が適切なのかっていうところが、
2:59:37	やはり

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:38	起居カーで圧縮減容とかイセアノ東海大の圧縮業とかでやってるので、その記載がすべて正しいとは言いませんけども、その水、
2:59:49	記載を参考にしながら、足りない分なり unnecessaryな部分を削って申請書を固めていかないと、なかなか難しい問題になってくるので、その部分は、
3:00:00	少し調整をお願いしたいと思いますけどよろしいでしょうか。
3:00:06	徳田伏見です。了解いたしました。
3:00:09	はい。私から以上です。
3:00:16	他確認事項等ありますでしょうか。
3:00:19	中原さん、お願いします。
3:00:24	中原です。
3:00:26	先ほど説明いただいた、
3:00:28	72 番の回答に関して、
3:00:33	OTDs の 4-3 の、
3:00:36	38 ページで、
3:00:39	ご説明をいただきました。
3:00:42	で、ちょっと説明を伺っていて、
3:00:44	気になったので 1 点教えていただきたいんですが、これ、
3:00:48	島根でやる、比較の対象として島根でも、女川の有毒ガスでもそうなんですが、
3:00:53	一番最後のフレーズですね、第 2 号で要求されている汚染が広がらないものとするに対応する。
3:01:01	設計方針が、
3:01:03	この今回のところでは、最後その
3:01:05	フレーズが、私が見た感じないように思うのですが、これは何か、
3:01:10	あるんですかないんですか。
3:01:13	最後の汚染が広がることを防止する設計とする
3:01:16	手話縮の問題は別として、
3:01:30	東北電力の吉川です
3:01:32	設置許可基準 28 条のですね
3:01:37	第 2 号の汚染が広がらない。
3:01:41	ものとするというのは、これ、解釈で、
3:01:45	ドラム缶等を指している。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:01:48	オノカトウ。
3:01:49	思っておりますこれ。
3:02:44	えっとですね
3:02:45	すいませんお待たせしました
3:02:47	特定の吉川です。この今 28 条のですね、
3:02:51	解説解釈にはここは特に記載されていないんですけども、
3:02:58	技術基準規則のですね、40 条、
3:03:02	なりますと、
3:03:05	40 条の解釈によりますと、
3:03:10	汚染が広がらないように施設するとはドラム缶に詰めると汚染防止対策、保全防止、
3:03:17	措置を講ずることと。
3:03:19	ということとなっても、ありますのでこれ 1 施設ということではなくて、
3:03:24	ドラム缶で担保するというふうに理解してございます。ですからここにはコウ、
3:03:28	書いていないと、今回ですね、
3:03:32	固体廃棄物貯蔵小。
3:03:36	であったり、浄化系沈降分離槽は
3:03:40	何ら設計を変えるものではないので、ここには記載していないと。
3:03:45	ということです。
3:03:49	成長ナカハラです。
3:03:51	今のご説明だと、
3:03:53	ドラム缶ということをもって、ここは自明で、汚染拡大、汚染の拡大防止の対策でもあるということが自明であるということの意味が一つと。
3:04:05	最終的な施設としての設計方針は既許可と変わらないから、
3:04:10	新たにここに 1 回、
3:04:13	今回の申請書上は書いてないというご説明ですか。
3:04:19	の吉川では、その通りです。
3:04:23	規制庁中です。記載の方針は、
3:04:27	わかりました。
3:04:28	私からは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:04:30	すみません、東北電力猪股ですけど、今の説明なんですけれど、ちょっと先ほどの
3:04:38	三条四条とかの、他の条文の整理とアノを合わせて、ここの28条の記載の整理も、
3:04:48	させていただこうと思いますので、その結果でまた改めて、必要に応じてご説明したいと思います。
3:04:57	以上です。
3:04:58	規制庁野中です。今後の説明の方針もわかりましたので、またそのときに、説明を聞かせていただきたいと。
3:05:04	私からは以上。
3:05:09	はい。他よろしいでしょうか。
3:05:19	規制庁の天野ですけど、パワーポイントの4ページの、
3:05:24	ところで会合の指摘事項として、し、変更理由を適切に修正。
3:05:30	することということなので、
3:05:33	この変更内容が、
3:05:36	適切であることを確認しないといけないんですけども、
3:05:40	最後の
3:05:42	また書きの
3:05:44	共用取り止め名の固化装置についてっていうのはですね、
3:05:49	これ、
3:05:53	変更前後で見ると、
3:05:56	まずあれですかね、都合、
3:05:59	図をもう一度確認すると。
3:06:02	資料の4-2ですか。
3:06:06	4-2の、
3:06:09	5ページ。
3:06:11	見ると、
3:06:17	まず、あれですね、①の今回、固化材変更は、
3:06:22	もともと固有名詞として固化装置括弧プラスチック固化式っていうのを、
3:06:29	固化装置括弧セメントコガ式となって、
3:06:31	持ってますと、ここに※1が、
3:06:33	どうやって、
3:06:35	12号共用してたと。
3:06:38	ということですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:40	今回、
3:06:42	共用取り止めって言ってるのは
3:06:45	※1 のところについている。
3:06:48	これを外すということで凡例でいくと②。
3:06:52	青い共用取り止めってことで、
3:06:55	ここ変更しますというのが変更理由になってると思うんですけど。
3:07:00	その時に、固化装置についてって言った場合にですね、
3:07:05	その下にあるアノランドリーと連系案ランドリードレン処理系から、
3:07:11	まっすぐ伸びるところの固化装置カッコセメント固化式ってのはもともとありますと。
3:07:17	これは、
3:07:19	変更後も変わらずに、※を1を打っていて、1号及び2号共用共用ですと。
3:07:26	この区別がちゃんとできるのかっていう、
3:07:29	ことなんですけど。
3:07:30	ちょっと本文、
3:07:32	本文記載を見る。
3:07:33	見るとですね。
3:07:35	本文記載なので、
3:07:38	4-3、資料4-3の
3:07:41	6、6ページからですか。
3:07:51	6ページの、
3:07:54	ところで、
3:07:56	まず(3)の1の、
3:08:01	6、6行目6行目のプラスチック固化。
3:08:05	弾き固化装置っていうのは、
3:08:08	セメント固化式コガ装置としますと、
3:08:12	その上で、
3:08:15	7ページの一番、
3:08:17	最後のパラグラフ
3:08:19	もともと真ん中の既許可では、
3:08:23	セメント固化式固化装置またはプラスチック固化式固化装置となっていたところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:08:29	床わあ、
3:08:32	プラスチック固化式固化装置を削除した上で、
3:08:37	従来からあったセメント固化式固化装置、識別のために括弧で1号及び2号炉、共用というのをつけて、
3:08:46	新たに設置する米、6ページのセメント化式コガ装置と差別化を図りますという話だったと思うんですけど。
3:08:56	そうすると、
3:08:58	もともとあったもの。
3:09:00	の、
3:09:01	どこか装置の
3:09:04	1号2号トリア供用取り止めっていうふうにも読めてしまうんで、ちゃんと差別化が図れてないんじゃないかというふうに
3:09:12	ちょっと読めるんですけど、この点いかがでしょうか。
3:09:29	はい。東北電力の岩佐です。
3:09:32	はい。
3:09:33	そうですね。
3:09:35	そうですね、確かにセル等リー。
3:09:39	阿保。
3:09:40	ちら。
3:09:43	当間本文を見ても確かにコガ装置というと1号炉設置の最もコガ装置と今回変更するコガ前個数2号炉設置の活動
3:09:53	それぞれ記載がありまして、単にコガ装置だとちょっとどっちのものかちょっと識別ができないようにもちょっと思いますのでこちらは、
3:10:04	ちょっと再検討させてちょっといただければと思います。
3:10:09	はい。規制庁の天田です。衛藤。わかりました。私から以上です。
3:10:19	はい。他確認事項、よろしいでしょうか。
3:10:23	はい。
3:10:24	事業者からの説明も固化材変更等については以上でしょうか。
3:10:28	はい。それでは固化材変更等については終了しまして、最後ですけど今後のスケジュール。
3:10:35	に入りたいと思います。
3:10:46	まず事業者の方からご説明の方をお願いします。
3:10:58	はい。では東北電力の木村でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:11:00	こちらが審査スケジュールの案でございますが、今、10月10日まで黒塗りさせていただいてまして、
3:11:08	10月30日本日ですが、ヒアリングをさせていただきました。
3:11:12	続いてですね、11月の14日にですね、. 3.4、そして平和利用、平和目的等をやらせていただいた上で、
3:11:21	12月上旬に審査会合をしていただければと考えてございます。
3:11:26	その上で2月、
3:11:29	に補正をさせていただいて3月かという、そういう流れでこちらを考えてございます。
3:11:36	簡単ですけども、説明は以上になります。
3:11:41	規制庁大塚ですご説明ありがとうございます。
3:11:45	藤。
3:11:46	私から1点だけなんですけど、今3月許可を目指しているということなんですけど、
3:11:53	そうしますと2月初旬の補正がですね、
3:11:57	2月中旬補正だと、ちょっと手続き的にちょっとぎりぎりかなっていうのがありまして、
3:12:03	もし可能であれば、
3:12:05	補正をですね、1月中とかに売らせるのであればずらしていただけると。
3:12:11	スムーズかと思いますが、いかがでしょうか。
3:12:15	はい。衛藤。
3:12:17	1月中に補正するように、
3:12:19	努力したいと。
3:12:22	はい。規制庁、大塚ですよろしく申し上げます。
3:12:31	宮本ですけど、まず、
3:12:35	許可、3月、事業者が希望して3月なんですけど、これ、どれぐらい。
3:12:42	リジットというか、
3:12:47	全体工程に与えるインパクトって大きいんですか。
3:12:56	東北電力の木村でございますが、
3:12:59	今回、6月7月に申請させていただきました、1年後あたりに、工認、
3:13:06	コウに、
3:13:07	という流れを考えてございますので、それに向けて3月、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:12	ぐらいかなというふうに考えてございます。
3:13:15	だから、
3:13:17	要は3がⅡ、2、何か絶対じゃないければ、その全体工程に影響を与えるっていうわけではないとですね。東北電力の木村です。おっしゃる通りでございます。
3:13:28	ちょっと今さっき大塚が言った1月の話なんですけど、今の
3:13:33	いや中身がしっかり。
3:13:35	決まらないとていう介護も当然12月にやるんですけど、資料の中身とかそういうの中身がしっかりフィックスしてから補正をしていただかないと、
3:13:46	補正を2回も3回もしなきゃいけなくなるんで、それは事業者としてはよく考えていただいた方がいいかな。
3:13:52	その上で今言われたように、3月の目標ってこれ我々保証は何もできませんでしょうか何とも言えませんが、
3:14:00	どれぐらいのあれかなと思って今確認しました。あとは全体的に言えば前半ですねやっぱり
3:14:09	第3電源に関しては、やはり事業者としてちょっと、
3:14:14	いまいち適合性の説明ができてない状態で、生煮えの状態を持ってこられてるところが、生煮え提出してですね要は事業者としてもう検討不足、我々検討不足っぽく見えたんですけど検討不足の。
3:14:27	形で持ってこられてることを考えると、なかなか厳しい工程になってるという認識だけは持ってもらえればいいかなと思います。
3:14:36	トーク電力キムラでございます。承知いたしました。
3:14:39	目標に向けて
3:14:41	実現できるわけですね。
3:14:43	努力していきたいと。
3:14:45	はい。私から以上です。
3:14:49	他、
3:14:50	確認事項とアリマ
3:15:01	東北電力の木村でございますが、本日いただきました衛藤、
3:15:06	コメント等ですね
3:15:08	反映させていただいて、
3:15:10	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:11	お送りする予定ではあるんですが、そこでですね、見ていただいて、
3:15:16	何かコメント等ございました。
3:15:18	たら、江藤の14日で、
3:15:21	一応、
3:15:22	ご質問いただいたりすることは可能でしょう。
3:15:25	14日の添3.4のヒアリングの時に、
3:15:30	改めて、どう、
3:15:33	はい。わかりました。はい。
3:15:36	ありがとう。
3:15:40	すいません。規制庁の浜です。ちょっと若干重なるんですけど、事業者として、
3:15:47	3月中中に許可をとって言った時に、ちょっとよく事業者で勘違いしてるのが、パターンがあるんで一応、
3:15:56	確認していただきたいんですけど
3:15:59	まずこれせ、設置変更許可なんで委員会に2回かける必要がありますと、で、
3:16:06	審査書は付議してから大体経済産業省とか、原子力委員会、
3:16:12	手続きって割と結構、5週間とか6週間かかるわけですね。で、御社が補正をされてからも、そのテッチ
3:16:23	と内部の手続きにそれ相応の時間がかかるので、そういうことを逆算して、ちゃんと適切な時期に補正をいただかないと、まず
3:16:34	委員会議会の委員会プロセスがちゃんと
3:16:38	処理できませんというのがまず一つですと、でももう一つは、
3:16:43	ちゃんとまとめ資料今日出たものも含めて、すべてのですね、添付書類に関係するまとめ資料についてちゃんと
3:16:53	整理していただく、コメント回答していただく必要があるので、
3:16:56	ちょっと今日いただいたこのスケジュールだと
3:17:00	例えば、④から⑦はもう今日で終わり。
3:17:04	ということで、残すは、3.4とか、11だけになってるんですけど、ちょっとこのあたり、認識が大分、
3:17:13	今日の段階でも違う、違うのかなと。だから、この重要な、⑤とかですね、固化材の⑦とか、しっかりこの辺準備を、
3:17:24	して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:17:25	さっきちょっと14日大丈夫ですかって話ありましたけどほんとにじゃ次。
3:17:31	1回で終わるのかっていうことも含めてもうちょっとしっかり、
3:17:34	準備してですね、ちゃんと何かあと何かイデ。
3:17:39	いつまでに終わらせて、補正につなげるっていうのを、事業者内でちゃんと段取りを組んでいただいて、
3:17:46	それに向かって作業していただかないと多分、このスケジュールに乗らないんじゃないかと思うので、
3:17:53	そのあたり、ちょっと認識を共有したいと思うんですけどいかがでしょうか。
3:18:01	はい。東北電力が決まる。
3:18:03	と、今日いただいたコメントを。
3:18:05	値ですね回答できる。
3:18:08	こと含めてスケジュール改めて考えて、
3:18:11	したいと思いますが、まず一旦我々、今日の段階ではと。
3:18:15	こういう目的、こういう目標で動いてこうっていう
3:18:18	ことで、示させていただいてございます。
3:18:22	はい。規制庁の天田です。か、会合の回答とは別途、ちゃんとまとめ資料を仕上げなきゃいけないっていうのがあるので、そちらの方がむしろ若干ちょっと遅れてるというか、
3:18:35	今日提示されたスケジュールではちょっと認識が大分、
3:18:39	不足してるんじゃないかというふうに思いますので、
3:18:42	ちょっと繰り返しになりますけど3月中の今年度中の許可を目指すのであれば、
3:18:48	ちゃんとコアとなる赤介護コメント回答とは別のまとめ資料を仕上げるための、
3:18:56	⑤とか⑦とか、そういうのをちゃんと仕上げていただく必要があるんで、よろしくお願ひ
3:19:02	東北電力佐藤です。一番大事なですね、基準適合のところとか、そういったところがまだ議論が、収束できるようなレベルで、
3:19:12	我々、説明できてないっていうこと。
3:19:16	だと思ってますし、今のスケジュールありきですね、やっていくっていうことを、決してそういうことを思ってるわけでもありませんので、よく現状できていないところ説明が不足してるころ、しっかりと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:31	社内でも確認しながらですね、対応させていただきたいと思います。スケジュールについては、当然これ見直しが必要なレベルのものだというふうに認識しております。以上です。
3:19:44	はい。規制庁の天田です。じゃあ、ちょっと今日のやりとりを踏まえた上で、次回、また改めて見直した。
3:19:51	目標を達成できるような現実的なスケジュールを示していただきたいのと、あと、ちょっと 050006 も結構あれですね。
3:20:00	ちょっと中身のある話なので、
3:20:04	567 とか、中身のあるものを中心にちゃんとスケジュールに乗るように、よろしくお願いします。
3:20:16	東北電力了解しましょう。
3:20:18	はい。規制庁の天田です。以上です。
3:20:25	他確認事項等よろしいでしょうか。
3:20:29	はい。今日1日を通して、何かコメント等ある方いますか。
3:20:35	事業者側からもよろしいですか。
3:20:38	はい。それではこれでヒアリングの方は終了したいと思います。ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。